第五節 酒造業の発展

1 寛政改革と酒造統制

出した株改めと、寛政改革における一連の酒造統制政策である。 改めと永々株 天明八年の株 今津・ の対応が、 灘目 前章で述べた摂泉十二郷の結成であるとすれば、 0) 新規=在々酒造業の発展に対する江戸積酒造仲間内での、 いま一つの対応は幕府が乗り 古規=都 市仲間

側

Ľ 就くに及んで、前年までの酒造統制を改め、より徹底した統制の実施をめざした。まず酒造改めの強化を命 あれば、公領・私領に関係なく、直ちに捕えて差し出すべきことを厳命した。まさに元禄体制への復帰を彷 調高」を基にした半石造りの減醸令を布達した。しかし翌天明七年田沼意次に代わって松平定信が執政職に 幕府は宝暦四年(一七五四)の勝手造り令のあと、 不時の公儀役人による監査巡検の制度を実施し、 天明六年(一七八六)にいたり、元禄十年(一六九七)の「元禄 さらに酒造道具には極印を押し、 増造り・密造の者が

彿させるような厳格な統制の始まりであった。

次いで天明八年には、

「元禄調高」設定以来九○年にわたり放置されていた実際の造石高を把握するため

編

されてい

ったのである。

は

天明期株改み時の諸株状況 宝 142

	X 1	TZ /C9199	TAN LUX LUX NO	マンロ門がかれても	<u> </u>
村	名	酒造株高	造石高	酒造株数	酒造家数
御影村 石 屋 今津村	村	五 1, 146 299 1, 364	18, 847 4, 005 23, 376	株 9 15 27	8 13 20

「御影酒造組合文書」,「本嘉納家文書」,「鷲尾家文 書」

幕府は翌寛政元年(一七八九)八月、

この株改めで確認された新株高に対して三

る。

うことができる。

々株」とし、 分の一造りを発令するとともに、以後古株高を廃して、この新株高をもって「ホボ 崩れ去り、 こうして摂泉十二郷の成立と、 分株譲渡をも禁止したのである。 新たに今津・ 灘目 の新興酒造業を包摂した形で、江戸積酒造業が この天明八年の株改めによって、

元禄調

天明六年の減醸令以前 の造石高、 つまり天明五年の造石高を申告させた。 ۲ の間 の事 情 K つい ては、 その

策担当者たる松平定信自身が、その著 石つくるもあり。 その株高のうちは勝手につくるべしと仰せ出されしを、 と思いたがえしよりして、いまはつくり高と株とは二つに分れて、 元禄のつくり高をいまにては株高とよぶ。そのまえ三分の一などには減しけるが、米下直なりけれ これによって酉年(寛政元年)のころより諸国の酒造をただしたるに、 『字下人言』のなかで次のように述べてい 株は名目にて、 十石の株より百石つくるもあり、 ただいかほどもつくるべきこと 元禄のつくり高

よりも今の三分の一のつくり高は一倍の余も多きなり。

のうち、 この株改めによって、新たに申告された天明五年の造石高の状況を、 江戸積酒造業に専業化していった灘酒造家の急速な造石高増大の跡をうか 御影村西組 ·石屋村、 および今津村南組について例示したのが 灘目 表 142 今津 から

> 歴史編Ⅱ 近 世

政

万

紙送り状改印制と 幕府は寛政元年の永々株の設定につづいて、翌二年には、 改めて江戸積酒造業に対す

る流通規制の強化策に着手した。

すなわち従来通りの三分の一造りの酒造制限令に加

下り酒十一ケ国制

津は えて、 の改印を命じた。ここにいたり、 江戸へ送り出される下り酒の生産地をこれまでの江戸積酒造地域に限定し、 切禁止した。 さらに寛政三年には浦賀番所に「下り酒荷改方」を設置して、下り酒入津改めと送り状 これまでの生産規制に加えて、流通規制としての船改め・荷改めが実施さ それ以外の地域か らの入

荷主から江戸下り酒問屋へ差し出す一人別送り状を、 送り状(または総高送り状ともいう)の制が採用された。 準備段階であった。 あげて、その手続きの迅速化を図ったものである。 で一枚ずつ改印する煩雑さを避けるため、 しかしこれらの諸施策も、 翌寛政四年二月にはさらに改正して、 いわばその次の流通規制強化 まとめて一枚に書き これ 浦賀番所 は各 紙 0)

この一紙 (総高)送り状には、 荷主数、 送り先の江戸問屋数、

人別送り状の枚数が書きあげられ、

たて、

この行事が各荷主の一人別送り状を取りまとめて一

船の

ている。

このため一紙送り状の制では、

事が署名し、江戸下り酒問屋惣代である大行司に宛てる形にな 荷主惣代として各郷大行 各郷別に酒造行事 之通候、 江 御振合可有之候、 戸下り酒問屋惣代 大行司 摂州灘酒之内魚崎村荷主惣代 以上 0000殿 000

酒荷物惣高送り状之事

00人

れることになったのである。

壱人別送り状 〇〇通 江戸酒問屋 摂州灘荷主

00人

右之通一船ニ積込差下申候間 別紙

壱人別送り状引合荷物御請取、 海上之儀者可為定 夫

図 30 一紙送り状書式

表 143 寛政4年(1792)下り酒11カ 国の「御口書日本卓

		国の「御分量目	当局」
今	津	16,000~ 20,200	5. 1~ 5. 0°
灘	目	123,000~156,000	39. 2~39. 1
西	宮	28,000~ 35,900	8.9~ 9.0
伊	丹	45,000~ 58,000	14.3~14.5
池	田	8,000~ 10,000	2.5~ 2.5
大	坂	17,000~ 21,700	5.4~ 5.4
伝	法	10,900~ 13,600	3.5~ 3.4
尼	崻	3, 200~ 4, 100	1.0~ 1.0
当	早	6,500~ 8,200	2.1~ 2.1
河	内	600~ 800	0, 2
播	磨	600~ 900	0. 2
山	城	1,100~ 1,400	0.4
尾	張	22, 200~ 28, 000	7.0
	河	21,000~ 27,000	6. 7
美	濃	10,000~ 13,000	3. 2
伊	勢	50~ 100	0.0
紀	伊	600~ 900	0. 2
丹	波	200~ 300	0.1
合	計	313, 950~400, 100	100.0

(注) 西宮のなかに北在, 養目のなかに兵庫を加算。 資料:「四井家文書」

である。

またこの下り

酒 波

地 玉 711

域限定とともに、

入津樽数

K 0)

7

b

K

相当

和

泉

摂

伊

尾張 城 あ 域

 \equiv

美濃

紀伊 津

播 勢

磨

丹

0)

0)

カ国とは、

内

津を禁止する政策

6 Ш

た。 河

そ

する年間三〇万~四〇万樽に これを 通常時の三分の 「御分量目当高 限

度 積荷高を一 司としての大坂三 なっていた。 は、 ては入津樽統制 さらにつづい したがってこの 大坂三郷酒造大行司を入津樽統制 一郷の地位が、 0 徹底化を図る基 紙送り状は、 十二郷仲間 浦賀番所で荷改め k なり、 組 織の 内部で強化されることにもなった。この意味で、 る 他 末端機構に 面 下 K の際の b お いく てこれ 組み入れたものといえる。 事 ケ 務簡素化に端を発しているとはいえ、 国制 を積出地で統轄する摂泉十二 を実施した。 これ は江 声 入津

環として、江戸積酒造地を従来からの

実績によって一一

カ国に限定するもので、

これ以外の地

からの入

0)

紙 K て幕府 書きあげ、 は同年十 これをさらに十二郷触頭たる大坂 月に、 Ų, わ ゆ 酒十 三郷 0) 酒造大行司が統轄する、 郷酒造仲間 紙送り状 う仕 樽統 幕府 大行 制 み 0) K

. ک

寛政四年の下り酒一一カ国における御分量目当高を表示したのが、表出である。 と称して、酒造統制実施以前の天明四~六年にわたる三ヵ年の実績を基準にして割り当てたのである。

江戸入津樽数の枠まで固定化されていったことは、 こうして江戸積酒造業における生産と流通が、寛政改革の過程において、完全に幕府によって掌握され、 新興江戸積酒造地として発展してきた灘三郷にとっては

むしろその発展に対して足かせをはめられるものであった。

せて一三%となり、 今津三万六千樽で、 令を経過した天明期の段階で、 改革期における 江戸入津樽数 元禄十年の江戸積酒造体制のなかに含まれていなかった今津・灘目が、宝暦四年(一七五四)の勝手造り ほか九カ国からはわずか一三%にすぎなかったことがわかる(なお他に郷名不明分二%がある)。 そのほか大坂・池田・尼崎・伝法・堺の五郷から一七%、合計摂泉十二郷で八五%に達 この灘三郷が全体の四五%を占め、これに対し伊丹八万五千樽、西宮六万八千樽で合わ 明四年の江戸入津樽数では、 こうした統制の経緯を江戸入津樽数でみてみよう(図31(付表26))。まず酒造統制以前の天 有力な江戸積酒造地として登場してきた事実を如実に示しており、 総樽数は約六八万樽、その内訳は灘目二七万樽(約四〇%)、 このこと

制策が必要であった背景を読み取ることができる。 ないことを物語っており、 令以後も減少していないことが注目される。このことは三分の一造りという酒造統制令の効果があがって その後天明八年は六○万樽台まで減少したが、寛政二年には七二万樽にまで伸び、 そこに寛政三年以後の前述した浦賀荷改めや一紙送り状制などによる江戸入津統 同元年の三分の一造り

出た天明六年まではなお増大し続けてきた。

774.697樽

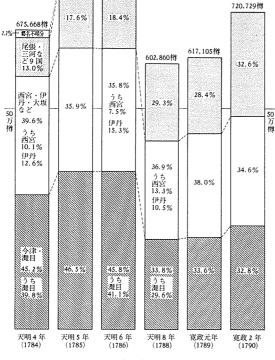
である。 二年後の統制時である天明八年には三三・ 次に これに対 灘 Ħ l Ċ 4 伊 津 丹 K は 9 灘 1, 7 は、 郷 ٤ そ 同 様 0) 入津樽 に 天明 数 八%にまで減少し 六 年 が 0) 規 制 $\mathcal{I}_{\mathbf{L}}$ 前 0 天明 % してお か ら天明 六 'n 年 K 八 は 絶対数でも一 八年には 全体 0) 70 Ŧî. 五万樽減少していること Ŧi. 八 % % を占め 減 少 ĺ 7 7 VI たが る

Ō 西宮は七 ٠ Ŧî. % から一三・ ≓ % ^ 池田も二・七%から三・ 九%に上昇し、 また下り 酒 カ 国 0) 5 B

ち

₹

カ



780.805村

天明~寛政期における地域別 図 31 江戸入津樽数の変遷

それに

ょ

2 て古

規

組

0)

西

宮

郷に

向

H

5

ħ

7

お

0) \equiv の矛先が、 事 b % 摂泉二国 実は入津樽 と増 八.四% 明ら を除 加 L 統制 か 7 から二 に い ほ る。 新 0) か 当 興 九 九 0) 面

開 めぐる古規組 地 域 池 のことは、 たことを示して K \mathbb{H} など は 0) 時 的 旧 江戸 特 K 有 権 市 利 的 る。 場 K 酒 造 浩 を 展

旧 特 権 酒

仲間 業の挫折がみられただけでなく、 らないほどに、 足元から崩れ去りつつあり、 と新規組 1 新旧酒造家の対立は深刻化していたともいえる。そして、これによって一時的にしろ灘酒 在方酒造仲間 したがって旧酒造地の回復は、 との競合関係が、 幕府の新興酒造地たる灘三郷への抑圧は、 天明六年までは新規組に有利に進行 幕府権力の発動つまり統制に期待しなけれ さらに追い打ちをかけるような Ļ IB 酒造 神 間 特 権

酒造株に対する新たな冥加金の課徴にまで進展していったのである。

間 徴に反対して、 たって、江戸積酒造仲間を対象とした酒造冥加金政策や酒会所設立案が立案された。しかしその都度酒造仲 つの では従来よりの しば問題となり、 酒造冥加金 動機は、 その実現を阻止することにもあった。 この幕府の冥加金強行策に対し、 寛政四年に下り酒十一ヶ国制のもとに入津樽統制を強化した幕府は、 の課徴に着目し、その徴収を意図した。 「酒造無冥加」という特権を主張して、これに反対してきた。摂泉十二郷酒造仲間結成 宝曆十四年(一七六四)、明和九年(一七七二)、 天明三年(一七八三)、 酒造家連合を組織して仲間私法を確立し、 酒造冥加金については、すでに田沼政権のもとでし 同じ年に、 同四年と再三にわ 幕府の冥加金課 酒造冥加

れていたためであった。 を従来の摂泉十二郷全域とすることを改め、 たがって寛政四年新たに課税されたのは、 「在々」 松平定信は、 に属しながら今津を除外したのは、 このような田沼意次の酒造冥加金政策の失敗という過去の苦い経験から、 また灘目のなかでも、 当時の無冥加株を対象にして、 新興の 今津郷ではすでに一株につき銀三六匁の冥加金が 一部すでに冥加株もあり、 ^在々酒造地域である灘目に集中してい それについては除外してい 一斉に株高千石につき銀三枚 その課税対象地域 9

られたことになる。 れたのに由来している。 株と称した。籾買入株という名称は、この冥加金で籾を買い入れ、 二九匁) が課税されたのである。 したがって灘目・今津については、寛政四年の段階で全部の酒造株に冥加 これが籾買入株であり、 この時すでに課税されていた酒造株の方を御 代官所内に貯蔵して、 備荒貯蓄に充用さ 金が か 免定 计

ことになった。 和されるに及んで、 につき銀四三匁とする引下げが出願され、 この株高千石につき銀一二九匁という額は、 酒造仲間からは、 三分の一造り令の解除による冥加金の三分の それが認められて、 寛政六年まで続いた。翌寛政七年、それまでの酒造統制が緩 以後物買入株冥加金は銀四三匁に固定される 一の減額すなわち高千石

禄葵青春春年 计 籾 買 入 株 写真 134

(「酒造米株高帳」 部分)

難目 造仲間たる伊丹 冥加金を目的に設定した株の名称であって、旧: ・今津という新興江戸積酒造地に対して、 ・池田・西宮・兵庫などの江戸積酒造 幕府 特権

地については、その株はすべて無冥加株であった。

いずれにせよ、

この籾買入株・

御免定株の二つ

は

新たな酒造冥加金の課税に成功した秘訣があったとも が とは異なった松平定信の酒造政策に対する姿勢をうか K のように兵庫や西宮などを除いて、 Ü のみ限定して課税する方法をとったところに、 知ることができる。またそこにこそ松平定信が、 在方の灘目・ 今津 田

いえよう。

なかでも新興の在方酒造業にその対象を向けていた政策意図について、定信自身が『宇下人言』のなかで、 しかし松平定信が寛政改革において、このように江戸積酒造業に対して強硬な酒造統制策をもって臨み、

次のように述べている。

を位よくせんの術にして、ただ米の潰れなんとていうのみにあらず侍べる也、 事をしらず、これによりて或は浦賀中川にて酒樽を改めなんという御制度は出したり、 西国辺より江戸へ入り来る酒いかほどとも知れず、これが為に金銀東より西へうつるもいかほどという 関東にて酒をつくり出す これ又東西の勢

東上酒販売所」 上総国で五軒の酒屋を選び、一万四七○○石の貸米をして、上酒諸白三万樽余を醸造させ、江戸に 事実関八州領内での地廻り酒の奨励に力を入れ、寛政二年 を設けて直接売り出そうとしたのである。 「御免関東上酒試造」を立案し、 武蔵国で六軒、

べき旨仰せ出され候も、是また関西の酒を改めなば、

酒価騰貴せんがためなりけ

深刻化していた。 的に発展していくのが、次の文化・文政期であった。 しかしこの時点において、すでに上方の経済に依存しない江戸市場経済など存在しえないまでに、 灘三郷の在方酒造業がこの危機の時期を乗り越えて、再度勝手造りの競争期を迎えて飛躍 事態は

化政期灘酒造業の飛躍的発展

2

			迪豕奴 1	旦/口 同	
村		名	酒造家数	造石高	1軒当り 造 石 高
東	青	木	軒 6	5, 363 ^石	石 894
水	魚	崎	15	19, 147	1, 276
組	住	吉	8	14, 654	1, 832
	小	計	29	39, 164	1, 350
	御	影	23	26, 542	1, 154
中	石	屋	13	16, 192	1, 246
•	東	明	10	11,080	1, 108
組	八	幡	6	4, 465	744
	小	計	52	58, 279	1,121
THE	新石	生家	20	22, 239	1, 112
西	大	石	16	31, 065	1, 941
組	小計		36	53, 304	1, 480
合		計	117	150, 747	1, 288

(注) 造石高は1石未満を切り捨て。

資料:「白嘉納家文書」

中 Ł る。 浜 営規模別(一軒当り造石高)では突出 7 上 てい 組 灘 上 万九千石に達する。 この時点での灘酒造業の造石高 から 灘三組の これに今津郷二万五千石を合わ 、るが、 2多く、 下 造石高約四万三千石を合計し 灘で しかし村別で 造石高もほぼそれ なかでは、 およそ約 9 いで西 は大石村が酒 組 九万四千石とな 酒造家軒数 東組 に 0) 比 L 順 て 造 とな は約 せる で 例 経 は

ことになっ 令の解除された寛政五年 継続され、 灘酒造業 寛政末期の た。 浦賀番所における改印制も引き継がれたが、 こうしてつい 寛政五年 制限令も逐次緩和されるように ò (一七九三) 上灘郷各村(後の上灘東組 に近世を通じて最高の江戸入津高を記録する飛躍期を迎えるのであるが、 七月に松平定信が になり、 中組 江戸入津樽についても、 執政職を辞任すると、 その統制のための下り 西組の三組) の酒造家と酒造米高(造石高)の様子を 天明六年 酒十一 紙送り状の制度だけが (一七八六) ケ国制は撤廃され 以 来 \dot{o} 統 酒 制 る 造

みてお

三組ったう

(表出)。

灘

の酒造家数は

七軒、

造石高

には約

五.

万

千石である。

これに下灘三ヵ村

(神戸・二ツ茶屋

脇

歴史編Ⅱ 近 世

組 も この時点で千石造りの経営規模に達していることが 注目される。 このときすでに東組の魚崎・住吉、 て二千石に近く、平均の一二八八石を大きく上回っている。ついで住吉村、 の御影・石屋 ・東明、 西組の大石・新在家が上灘各組での中心的な酒造地を形成していることが確認でき 魚崎村となっているが、いずれ H

る

ラインにある酒造状況を伝えているということができる。 造家や一○○石未満の小規模酒造家も混在している。これはいわばその後の競争体制へ入ってゆくスタート 三良兵衛、 灘酒造業の発展を考えあわせて、 た酒造家もその名を見出すことができる。御影村の嘉納屋彦右衛門の五五〇一石をはじめ、 さらにこの寛政五年の上灘郷各村の個別的な酒造家とその造石高を一覧したのが、 住吉村の吉田屋喜五郎、 有力酒造家の顔ぶれがほぼ出揃っていると同時に、 同喜平次、 新在家村の米屋庄兵衛を頂点として、以下二、三〇〇石の酒 またその後後退して 表述である。その後の

超え、 魚崎村に定着しており、 る反面、天明六年以来伝法村からの出造り酒造家であった赤穂屋三十郎は、この時すでに人別帳も移して、 崎村も出造り酒造家が多く、かつての土着有力酒造家山路十兵衛をはじめとする山路同族の後退が読み取れ 嘉納屋彦右衛門を凌駕することになる。 酒造家に成長してゆくのである。 っとも石屋村の木屋市左衛門は大石村からの出造りであり、 同じく住吉村の吉田喜平次も魚崎村への出造り分を加えると同様に六千石を超えて、さきの御影村 その跡を継 いだ赤穂屋市郎右衛門は、 そのほか石屋村へは周辺の酒造家の出造りが多くみられ、ついで魚 灘酒造家全体のなかでも数少ない株高一万石 現実には木屋市左衛門の造石高 は六千石を

0)

表 145 寛政 5 年 (1793) 上灘郷各村の酒造家名・造石高一覧 (単位: 石)

		7
	酒 造 家 名 造来米高	酒 造 家 名 造来米高
青木村	11 塩屋七兵衛 782	5 岩田屋角太夫 150
1 鍵 屋 武 平 治 1,733	⑫ 松屋甚左衛門 571	6 升屋市郎左衛門 75
2 寺田屋市郎兵衛 1,077	13 網屋十右衛門 527	(小計) 4,465
3 山形屋忠左衛門 979	14 " 仁左衛門 456	新在家村
4 松田屋治左衛門 734	19 山田屋源四郎 456	
5 益井屋利兵衛 504	16 嘉 納 屋 長 蔵 422	
6 " 善兵衛 336	17 " 弥兵衛 400	- 10 11 7 7 7 14 B) 00 1
(小計) 5,363	18 灘 屋 徳 五 郎 326	- 10 /1- 25 // 2 2,010
魚崎村	19 " 徳右衛門 326	4 上坂屋五右衛門 1,825
	20 升屋久右衛門 300	5 若林屋与左衛門 1,568
1 米屋三郎兵衛 4,187	l	6 柴屋長右衛門 1,404
② 松屋徳右衛門 1,881		7 松井屋治郎兵衛 1,370
③ 吉 田 喜 平 次 1,823	22 佐 野 屋 長 七 229	8 嶋 屋 与 平 治 1,358
4 山路屋十兵衛 1,695	23 塩 屋 茂 十 郎 180	9 柴屋善右衛門 1,306
5 // 織三郎 1,522	(小計) 26,542	10 " 善左衛門 1,090
6 " 久左衛門 1,261	石屋村	11 花木屋久兵衛 731
⑦ 嘉 納 屋 治 作 980	① 木屋市左衛門 2,394	12 都賀屋治兵衛 583
8 山路屋久兵衛 950	② 升 屋 庄 三 郎 2,199	13 吉文字屋吾平次 573
9 佐松屋平左衛門 926	③木屋喜兵衛 2,082	14 石本屋利左衛門 533
10 山本屋六兵衛 925	4 小池屋勘四郎 1,728	15 山田屋好兵衛 421
11 網 屋 甚 太 郎 909	⑤ 塚本屋八左衛門 1,200	16 嶋屋重左衛門 403
12 山路屋兵蔵 786	6 岩林屋茂左衛門 1,172	17 国性屋利右衛門 250
13 佐松屋嘉右衛門 774	① 嘉納屋治郎右衛門 1,072	18 松 屋 重 助 180
14 赤 穂 屋 三 十 郎 360	8 若林屋吉左衛門 1,002	19 柴屋清右衛門 141
(1) 永田屋平次郎 168	⑨ 升屋久右衛門 923	20 樽屋仁兵衛 125
(小計) 19,147	⑩ 伊勢屋七右衛門 851	(小計) 22,239
住吉村	10 花木屋新七 774	大石村
1 吉田屋喜五郎 4,241	⑩川崎屋吉三郎 495	1 1000 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
2 吉田喜平次 4,237	⑬ 大石村与左衛門 300	1 2000
③ 米 屋 喜 兵 衛 2,105	(小計) 16,192	2 12 0,020
4 油屋安右衛門 1,658	東明村	
5万屋久兵衛1,533		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
		5 松浦屋庄兵衛 2,166
		6 丸屋新兵衛 1,963
7 吉岡屋正之助 400	③ 上坂屋五右衛門 1,330	7 魚 屋 善 兵 衛 1,608
8 播 磨 屋 平 六 30	4 塚本屋孫左衛門 1,130	8 松浦屋太兵衛 1,605
(小計) 14,654	5 柴屋仁右衛門 1,100	9 小池屋儀兵衛 1,550
御影村	6 柴屋藤左衛門 720	10 松屋甚左衛門 1,471
1 嘉納屋彦右衛門 5,501	7 呉 田 屋 彦 六 679	11 小池屋善右衛門 1,465
2 同 治兵衛 3,915	8 雜古屋伊三郎 560	12 松屋又左衛門 1,327
③ 吉田屋喜五郎 2,580	9 柳屋いそ 456	13 松 浦 屋 庄 七 1,203
4 雜古屋伝六郎 1,673	10 麴屋市郎兵衛 75	14 " 権力郎 1,203
5 伊勢屋七右衛門 1,623	(小計) 11,080	15 魚 屋 九 兵 衛 1,185
6 嘉納屋治郎右衛門 1,623	八幡村	16 松屋甚右 衛門 1,138
7 雜古屋六三郎 1,287	1 林屋直治郎 2,700	(小計) 31,065
8 " 伝三郎 1,287	2 田中屋しも 1,020	合計 150,747
9 塩 屋 清 五 郎 912	3 若 林 屋 と く 320	H E1 150,747
10 旦 屋 源 兵 衛 906	4 清水屋卯兵衛 200	

(注) 造石高は1石未満を切捨て。番号の〇印は出造り洒造家を示す。

資料:「白嘉納家文書」

自由競争期の 文化期に入って諸国に豊作が続き、 の状態におちいった。 大坂の町人学者草間伊助は ふたたびかつての享保末期以降と同じような米価下落 『三貨図彙』 のなかで、 「米価下落につ

き諸侯方金融 の取入れ数なく、 これによって借財融通算用など皆不勝手になり、 拠 なく国内底を払って米

穀を売出す」と記している。

そこで幕府は直ちに米価引上げ策として、文化元年(一八〇四)には買上米、 さらに同三年には大坂で買米令を布達して、積極的に商人の買米を奨励するとともに、 酒造株高に関係なく自由に造石高を増加させ、 無株の者、 休株の者はもちろん新規酒造業者にまで 籾囲い、 廻米制限などを実施 酒造勝手造りを

自由

に営業することを許可したのである。

契機となったのである。 した。 ここにおいて先の天明八年に株改めされた酒造株体制は動揺 これは、摂泉十二郷酒造仲間において、 灘酒造仲間は、 この時期の状況を 以後文化・文政期にかけて灘酒造業が飛躍的に発展してゆく į ふたたび自由営業期を迎えて競争が激化

年間には酒造の義無株たりとも勝手造り仰せ出され候て以来、 私ども村々酒造の義は、 酒造専らの場所に御座候て、 前々より大造りの酒造を致し来り候ところ、 特別に新蔵を建て増し、 その上無株の者

江戸入津樽数は記録的な上昇を続けた。 と述べている。こうして江戸積酒造業に再度競争契機が導入されて、酒造蔵が拡張され、 入津樽数の変遷からみたのが図32 いたるまで追い追い酒造致し候故、 (付表27) である。 いまこの灘酒造業発展の過程を、 近年造り方相増し申し候、 (「新規株願一件」) 摂泉十二郷および一一カ国の江戸 酒造高が増大し、

1,224,483樽 Us 対 伸 び率に る。 まず天明五年の江戸入津樽総数七七万余樽からみると、 7.2% ĮΨ 1,112,675榜 八樽へと六一 灘 *7s* 方西宮は七 Ħ は って 1.014,967樽 34.0% 962.972 付 うち 957,935樽 9.6% Ų, 西宮 6.6% 尾張・三河 など9国 10.6% 万八九〇 8.4% る。 40.5% 伊丹 15.9% 万四 . £ その % 西宮・伊丹 ・大坂など とい なか Ŧī. 37.1% 樽 DЦ 42.5% 42.9% で今津 5 樽 か うち 西宮 10.9% ts 6 力。 お 儿 5 かい \bigcirc は 伊丹 〇万四三七一 19.0% 15 万三二八七樽 5075 ŋ 万 高 六 ŀ 伸び率を示して 今津・ 灘目 20 樽 樽 46.9% 48.7% 53.3% 58.8% 59.5% かゝ うち 四〇 うち 灘目 六 享和三年 6 42.1% 四 万五 Ŧi. 七 US % 七三 % 0) 伸 享和3年 文化2年 文化14年 文政4年 文政11年 (1803)(1805)(1817)(1821)(1828)伊 ДÜ び 樽 率 |丹も一一万二六六〇樽から一八万 享和~文政期における地域別 図 32 とな 江戸入津樽数の変遷 九 は九 2 超過 て、 八 五万余樽で二三・ 0) 樽に達し、 手造り令のあとの入津 K 津 最高 はすでに一〇〇万樽 数をみると、文化末年 % 樽数 伊 L l, 平 0) には で、 丹 か 伸 0) 均をやや上 しこ は ij 入津樽数とな 文政四 一二二万 文化三年 近世を通じ 率である 今津でも文化 カュ 文 0) 時 って低下 年 西 七 口

0) %

0)

0

0)

勝

宮

0

깯

初年までは増加傾向に

以後は文政期にかけて低下ないし現状維持の傾向を示している。 従ってこの期の増大を担ったの

まさに灘目であったといえる。

四年(一八二二)の六八万一千樽へ、わずか四〇年たらずの間に二・一倍という発展ぶりを示しているのであ 灘目の場合は、文化十四年にはすでに入津樽総数の五○%以上を占め、天明五年の三一万九千樽より文政 その中心をなしたのが実に上灘郷で、 なかでもその中組に属する御影村であり、 東組の魚崎村であった。

なった。 るとともに、この酒価の下落を、 そのため酒価をめぐって、生産者であり荷主でもある酒造仲間と、 場も飽和状態となり、 しかし下り酒の江戸入津量が、連年一○○万樽をこえるようになって、さしもの江戸酒市 荷主側で受けとめてゆこうとする酒造仲間内部での対立も、 さらに供給過剰となって、結果的には酒価の暴落をもたらすことに 江戸下り酒問屋との対立が深ま 先鋭化してゆ

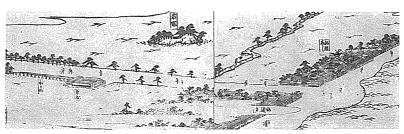
くことになった。

調売附値段と称する協定価格を決め、 は致命的となり、 寛政改革において入津樽統制が強化された段階では、 れる方法であった。 この仕法は酒問屋が主体となって実行していった。 問屋間での受荷競争が激しくなった。 それは従来の荷主と問屋との個別家別売附仕法を改めて、 問屋どうしの無益な競争を避けて、 そのときとられた酒問屋仲間 入津樽数が減少し、それを受荷する酒問屋にとっ 入津樽数の減少に対処しようとす 酒問屋が申し合わせて の対応が、 調 売附

·酒造家側が自らこの共倒れの危機を克服してゆかなければならず、そのため改めて酒造仲間 入津樽の増大による江戸市場での酒荷充溢、 酒価の下落という事態であり、

場合は荷主=

し化政期の事態は、



あ

酒

造仲間·

内部での競争が激しくなればなるほど、

仲間の自

主的規制が必要

Ŀ

とくにこの時

期

は外部

(幕府)

からの統制も期待できない酒造勝手造り令のもとに

またはいくつかの郷をまとめる形でなされた。

結束を固め、

自主的

K

規制しようという申合せが行われ

た。

この荷

主

酒造仲間

0)

申合せは、

各郷酒造仲間ごとに、

望んでも仲間規制によってこれを積合仲間から排除する、 石につき一三駄(二六樽)の割合で交付する、 (1)であったといえる。 積留· この申合せは、 酒造不景気のため、 減造の申合せ 積控 ・ **灘** 勝手造り令を前にして、 まず勝手造りの発令に先立つ文化元年九月に、 この自主規制が、 造石高は酒造株高の六〇%とし、江戸送り状を造石高 下灘の四郷酒造仲間では、 積留・積控・減造と呼ばれるものであった。 江戸積酒造家仲間 (2)無株の者を取り締まり、 次のような申合せを行っている の二点である。 の営業特権を確 西宮・今津 江戸積を

うえ、 自主的に積留 さらに文化 紙送り状に六角形 七年に 滅造を申 は、 前記 し合わせた。 の裏判を押すことにし、 四 郷に 池 その申合せは、 田 兵 庫 0 両郷を加えた六郷酒 この裏判 各郷の酒造行司 0 ない 酒 が立 荷 造 仲 は 積 会い 間 間 から 0)

(樽廻船問屋)

で引き受けてはならないと取り決め、

このことを大坂

西宮両樽

硘

している点が注目される。

ようとしたもので、

特に酒造株に江戸

、積株という限定を付記して、

地売株と区

歴史編Ⅱ 近 世

ことで自主的に送り荷を調整し、 船間屋へも通告した。裏判とは単に六郷の郷名を書いた六角形の印のことで、一紙送り状にこの裏判を押 積留の効果をあげようとするものであった。

造業も成り立たない状態であり、そのため六郷仲間が厳重に申合せをしたことを述べ、その内容につい しておき、違反した者は「積合中」から除くだけでなく、永久に仲間から除名する、 は取り交わし証文に連印し、なお酛人・甑仕舞はもちろんのこと、添(掛) 仕込日数についても最初から約束 当年仕込日数を三○日に限定し、それ以上に過造してはならないこと、この取決めを厳守するために、 ○両ぐらいの相場であるが、この時期(文化七年)には六、七両から四両にまで暴落し、 この六郷酒造仲間の積留申合せに活躍したのが、西宮酒造仲間の酒造行司である四井久兵衛であった。久 「覚之事」という表題のついた日記のなかで、 西宮・灘目の酒は普通なら一○駄につき一五両から二 と記している 前代未聞の安値で酒 各郷 、ては

反して、裏判のない一紙送り状で江戸積みしようとして発覚する事件が起こった。六郷仲間では規約にした どって提訴におよんだため、この事件は、 がってこの一三軒を除名するとともに、積間屋にも働きかけてその酒荷を積み入れないように要請した。 の要請によって積間屋がこれら一三軒の酒荷積入れを拒否したところ、逆に一三軒の酒造家が積間屋を相手 ところが上灘郷御影村の嘉納家同族六軒をはじめとする灘目一三軒の酒造家が、 この一三軒の酒造家の中心をなしたのが嘉納一族で、すでに嘉納治兵衛は文化十年代に一○歳を稼働して 仲間規制をめぐる裁判事件にまで発展することになった。 前述の六郷仲間申合せに

万駄以上を江戸積しており、同じく嘉納治郎右衛門は文政末期(一八二五~三〇)には八蔵を稼働して造石高

この提訴の結末は、幕府が勝手造りを発令している

万石を超える灘三郷きっての有力な酒造家であった。

(2)これに応じて仕込期間を短縮し、

ないとして、 ときに、その政策意図に相反して、 六郷酒造仲間行司側の主張が却下されて終わっている。 酒造仲間で勝手に私法の積留・積控 減造を申し合わせることは許され

たる嘉納家同族と、 いて噴出していったといえよう。 る四井久兵衛)との経営方針の差として、はっきり現れたといえる。この対立矛盾は、やがて吹田屋一 面化してくるまでに問題は深刻化していた。それはこの期に一層の発展を志向していく灘目の有力な酒造家 条件の制約下では量的増大よりも現時点での妥協を図ろうとする六郷酒造仲間との分裂対立が、こうして表 勝手造り令のもとで競争契機が導入され、それを機に飛躍的発展を図ろうとする一三軒の酒造家と、 江戸入津樽数のうえでも請株のうえでもすでに下降傾向にあった西宮郷 (その酒造行司た 件に 市場

造家の連合組織を動員し、 文政七年に、 吹田屋事件 大坂三郷酒造大行司の吹田屋与三兵衛が、 酒造仲間による自主規制をめぐる対立矛盾はついに文政九年 (一八二六) にいたって頂 Ų わゆる吹田屋一件とよばれる未曾有の大事件が起こった。 積控と減造を申し合わせたことにあった。 摂泉十二郷の触頭としての地位を利用して、 事件の発端はその二年前 点に達

たのである。そこで文政七年七月の十二郷参会において、次のような減造の申合せを行った。 る大局的な見地からの団結力に欠けていることの二点にあると考え、 吹田屋は酒価下落の原因を、 販路が江戸に限定されていること、 荷主=酒造家が小利に迷い酒問屋に対す 問屋に対する荷主側の結束を呼びかけ

⑴文政四年の江戸入津樽数を各郷送り荷駄数割賦の基準とし、送り総駄数を文政四年の七五%とすること、

一紙送り状に「十二郷積合」という極印と各郷酒造行司の証印を押すこ

を禁止すること、 (3) 紀伊 以上の四点である。 ・播磨・丹波・河内などへの出造り酒造家の分および国違い送り状による分、 (4)この仲間申合せの送り状以外の荷物を引き受けた江戸酒問屋には、今後送り荷を禁止す この両者は江戸積

る。 で、 展し続けてゆく灘三郷と他郷との協調が図られていたことである。 なわち 過去の 営業特権に依拠するのではなく、 現実に則した江戸送り樽数を基準にしたことによって、 らの主導による 六郷仲間申合せとは根本的に相違していた。 入津樽数の実績によって規制することを申し合わせている点で、さきの文化七年西宮郷酒造行司 米価がたいして騰貴していないにもかかわらず、酒は一五、 の盟約は、 全十二郷申合せとして地域的な広がりをもっていた点と、減造高を株高によらず現実の江戸 それは、 六両より二二、三両にまで騰貴したのであ 事実このような申合せの効果はてきめん 積荷規制と減造申合せが、 '四井久兵衛 酒造株す

真向から対立した締め売り類似の仕法であるという理由で、断固とした処置に出て、 伊丹の七郷酒造行司と、 当な価格のつり上げとみた幕府は、 造を禁止して、 しては、 は死罪という厳罰を申し渡した。 この時期幕府自身も、 酒造行司役の差止めと過料一〇貫文を課し、 直接その掌握に乗り出そうとしていたときである。 大坂三郷酒造大行司の吹田屋とを逮捕した。 膨張した江戸積酒造業については、 その後吹田屋が牢死してこの事件も落着している。 文政九年七月調査に乗り出し、 またその発頭人であるということで、 勝手造り令を見直し、文政八年にまず無株の酒 この酒価の騰貴を、 西宮・兵庫・下灘・上 結局、 幕府は、 前記七郷酒造行司 勝手造りの政策基調と いわば私法による不 灘 吹田屋与三兵衛 ・今津 池 に対 田

K

文政十一年の 進行しつつあった。 方酒造仲間 の内部においても、 吹田屋一件から二年後の文政十一年、 灘目が独走体制を続けてゆくなかで、 当年の酒造について、上灘・下 競争と分裂もまた

灘 待させるものではあった。 理由とするところは、上灘郷は大郷ゆえ取締りし難いということであったが、なかでも御影村の嘉納家 御影・石屋・東明・八幡の四ヵ村を中組、 二月一日にするという酒造仕込開始日の申合せを行った。ところが、上灘郷の御影・東明両村の酒造家がこ の酒造業拡大への志向は、 れに反対したため、ここに「甑日限」という酒造仕込日数の取決めをめぐる対立が激化していった。 こうした上灘郷酒造家内部の利害対立のなかで、 西宮・今津の四郷酒造仲間の間では、 こうして十二郷江戸積仲間としては、このように不均衡に発展してきた各郷を、 仲間規制を無視して独走をつづけ、それは十二郷の枠外での目覚ましい躍進を期 新在家・大石の二カ村を西組とする三組に分裂していった。 種々協議を重ね、配始めを十一月一日とし、掛始め(醪仕込)は十 同年上灘郷は、 青木・魚崎・呉田 (住吉) の三カ村を東組 その 族

3 天保三年の新規株交付と天保改革

たるのである。

その体制のなかへ包摂し再編成してゆかねばならない課題を内包しながら、

やがて次の天保期を迎えるにい

辰年御免株の 新規株交付 株仲間の対立や灘三郷とほか九郷との利害の激突、 化政期の江戸入津樽数一〇〇万樽を頂点に、 摂泉十二郷の内部の矛盾対立が激化し、 加えるに荷主=酒造仲間 と江戸下り酒 新旧

事態が深刻化したとき、その建直し策として実施されたのが天保三年 (一八三二) の新規株の交付であり、 問屋との抗争などが広がっていった。そして江戸積酒造業が再び体制的な建直しをしなければならないほど、

れ

は幕府の上からの政策として進められていった。

株を交付することにしたのである。 五万石の懸隔を生じていたため、 八二五) 以降に幕府の酒造統制が発令されたころ、 灘目・今津では株高と 現実の造石高との間には再び約一 天保三年の新規株は、その年が辰年にあたるところより、辰年御免株とよばれる。 幕府は文政十一年の造石高を調査し、その株高を超過した分に対して新規 しかもこの時は特に灘目・今津の灘三郷を直接対象としたところに、そ すなわち文政八年

の新規株の特異性があった。

げて強く反対した。 くることになる、 石につき六駄の割合を基準にすると言っているが、江戸積以外の分に規制はなく、 の酒造株を所持し、 の増大分が公認されることに対し、(1)難目・今津が自発的に願い出たものである、(2)難目ではもともと余分 六○匁の上納が強要された。当時の籾買入株が株高一○○石につき銀四匁三分、御免定株が株高に関係なく 律一株につき平均銀三六匁であったのと比較して、この新規株は税額の高かったことが注目され しかし摂泉十二郷のうち西宮郷をはじめとするほか九郷の酒造家は、この新規株の交付によって勝手造り 免許料として株高一○○石につき一三両二歩の運上金と、また冥加金として年一○○石につき銀 (4)江戸積以外の酒造はしないとすれば、新規株は年々不要になってゆく、という四点をあ 酒造蔵を建て増して「大造りの酒造」を行っている、 ③江戸積分については、 地売・他国売に進出して 株高一〇

0)

新規株の最も多かったのは、

上灘郷のうち御影をふくむ中組であり、

けてきた分で不要になるということはなく、 (3)江戸積み分は 造りのときには酒造蔵の建増しをしたが、 っており、 これに対して灘三郷側は、 地売・他国売分はわずかなので九郷の妨げにはならない、⑷新規株は勝手造りのとき以来造り続 「株高十石に付六駄」に固定したわけではなく、 (1)新規株は江戸表からの命令で代官所より許可されたものであり、 酒造統制発令(文政八年)以後は規定通りの造石高を守ってい また予め酒造制限令のときの用意に交付を受けたものでもない、 酒造は年々の豊凶や江戸の市況に応じて行 (2) 先年勝手

十二郷の申合せは遵守する、3株高一〇石につき六駄という各郷平等の積高原則を守る、という三点を誓約 郷をはじめとするほか九郷に対し、 したのである。 この対立には、 十二郷の規制を維持させようとする幕府側の意向もあって、天保三年六月灘三郷 (1)今後は決して皆造(株高満杯に造る)はしない、 (2)大坂三郷を触頭とする it 西 宮

と応答している。

期 加率が は るのに対し、 0) 三郷とほか九郷 新規株をめぐる灘 競争激動期を反映して、享和三年(一八〇三)の株高に比べて五万七千石余、 一五万四千石余で、 わずか一○%にも満たないなかで、 今津は一五〇〇石、 である。 天保三年の新規株増加による十二郷仲間内部の酒造株高の変遷をみようとしたのが表出 古株高と新規株高を合計すると、 まず新規株交付の年である天保三年では、 西宮は一万石もの減少を示している。 灘三郷は実に八三%の増加率を示しているのである。 実に四六万二千石余となり、 上灘・下灘の古株高は、 また灘三郷のみに認められ 二 无 十二郷全体の古株高 五%の増 文化 加となって た新規

ついで東組である。また今津は

表 146 摂泉十二郷酒造株高の変遷

郷	名	享和3年(1803)	ラ	モ 保 3	年 (183	2)
74/1	11	株高A	軒 数	古株高B	軒 数	新規株高	株高合計C
上「東	〔組	42, 42 7	岬 31	石 56, 781	軒 5 7	石 36, 321	93, 102 ^石
{=	1 組	63, 563	62	102, 088	58	58, 037	160, 125
難【四	組	77, 571	62	83, 343	70	22, 200	105, 543
下	濼	42, 726	33	41, 687	44	15, 880	57, 567
(上灘・	下灘)	226, 287	188	283, 901 B/A125.5%	229	132, 438	416, 339
今	津	25, 327	27	23, 875	28	21, 910	45, 785
小	計	251, 614	215	307, 776	257	154, 348	462, 124 C/A183. 7%
西	宮	63, 900	43	54, 200	43		
伊	丹	68, 906	68	106, 758	85		
池	田	23, 201	22	28, 305	25		
北	在	19, 961	32	20, 362	30		
兵	庫	19, 375	32	19, 375	27		
尼	崎	12, 468	16	4, 767	9		
伝	法	8, 496	6	12, 904	12		
大坂	三郷	172, 795	不詳	142, 948	不詳		
梦	F	35, 228	68	41, 992	79		
小	計	424, 330	(287)	431, 614	(310)		
合	計	675, 944		739, 391 B/A109. 4%		154, 348	893, 739

(注) 株高は石単位まで表記,合計は積算後石未満を省略。

資料:「四井家文書」但し大坂・堺は他の史料により補足。

郷では、 すが、 郷の中組・東組、それに今 尼崎は完全に江戸積から脱 ことがわかる。 西組と下灘郷はこの発展期 津郷であり、他方上灘郷の 動きから化政期に目覚まし ることが注目される。 ほぼ等しい株高を有して 古株高では若干の減少を示 落していることが認められ しても注目されると同時に、 に若干の遅れをとっている い発展を遂げたのは、 方灘三郷を除くほか九 灘三郷には及ばな 新規株では古株高 伊丹と伝法の増 この 上灘 V K 加

期 る。 述の新規株交付をめぐって執拗に反対した西宮の立場が理解される。 、した灘酒造仲間との激しい競争が続けられてゆくのである。 また西宮もこの文化・文政期には、一時的に隣接の灘三郷発展のために敗退を余儀なくされており、 以後幕末にかけて、 西宮の起死回 生を 前

ようとしたのが、この天保三年の改正仕法実施の趣旨であった。 のに対し、天保三年には新規株を含めると実に四六万石対四三万石と地位は逆転している。 文政期の灘酒造業の飛躍的な発展を物語るものであると同時に、 このようにして、 十二郷のうち灘三郷とほか九郷の株高は、 享和三年には二五万石対四二万石余であった それに応じて十二郷内部の株高を調整し このことは文化

とほか九郷との調整でもあり、さらに入津樽数を規制するための株改めでもあったといえる。 ここで前述の株高一〇石につき六駄の各郷平等の江戸積高という新規株交付に際しての十二郷申 しかし天保三年の株改めの意義は、 単なる株高と造石高との調整というだけではなく、 株高による灘三 合せの意

二郷の調整 株割による十 割といった。 表田は株高一〇石に対する江戸積高 (樽数)の割合を表示したもので、 これによると、享和三年における株割は、 伊丹が一三・二一 この割合のことを株 駄、 池田が九

義について考えてみよう。

三〇駄であり、 今津の九・○二駄、灘目の八・八九駄を上回っている。

伊丹 三年には灘三郷五・〇四駄、 ところが文政十年より天保元年までの四カ年平均株割では、 (八·九六駄)·池田 (六·五五駄) ほか九郷は四・二四駄、平均して四・六五駄となって、「各郷平等の積高」が を凌駕している。 この灘三郷とほか九郷との不均衡を是正して、 逆に今津(一一・二○駄)・灘目(一○・○三駄)が

表 147 摂泉十二郷酒造株高と江戸積高の割合

		享和	3 年 (1	803)		年より天 そカ年平		天 保	3 年 (1	832)
郷	名	酒造株高	江戸積高	株割 (株10石 につき)	酒造株高	江戸積高	株割 (株10石 につき)		江戸積高	株割 (株10石 につき)
今	津	25, 327 Ti	22,867	駄 9.02	23,875		駄 11. 20	45, 785	20, 684	<u></u> 4.51
灘	I	226, 288	201, 243	8.89	273, 943	274, 775	10.03	405, 759	206, 916	5.09
小	計	251, 615	224, 110	8. 90	297, 818	301, 534	10.12	451, 544	227, 600	5.04
西	宮	63, 900	52, 185	8. 16	54, 200	42, 142	7.77	54, 200	32, 562	6.00
伊	丹	68, 906	91,074	13.21	105, 258	94, 406	8. 96	105, 258	72,975	6. 93
池	田	23, 201	21, 591	9.30	28, 305	18, 542	6, 55	28, 305	14, 333	5.06
北	在	19, 961	12, 511	6. 26	20, 362	10, 881	5. 34	20, 362	8, 411	4. 13
兵	庫	19, 375	11, 737	6, 05	19, 375	5, 099	2, 63	19, 375	3, 942	2.03
伝	法	8, 496	3, 048	3. 58	12,904	26, 549	20. 57	12, 904	20, 522	15.90
尼	崻	12, 468	6, 200	4, 97	4, 767	1, 578	3, 31	4, 767	1,210	2.53
大	坂	172, 795	12,645	0.73	129, 805	28, 955	2. 23	129, 805	22, 381	1.72
4	界	35, 228	4, 776	1. 35	41, 992	811	0.19	41, 992	688	0.16
小	計	424, 330	215, 767	5.08	416, 968	228, 963	5.49	416, 968	177,024	4. 24
合	計	675, 945	439, 877	6. 50	714, 786	530, 497	7.42	868, 512	404, 624	4. 65

資料:「四井家文書」,「白嘉納家文書」,「御影酒造組合文書」

準にして各郷江戸積高を決め、そこか しよう。 江戸積高が問題になっている点に注目 現実の造石高決定には株高では この株割が造石高の目安にされたから、 割を定めるという方式によっており、 ら株高に対する江戸積駄数すなわち株 の四カ年平均入津樽数(八〇万樽)を基 するということで、まず文政十年より 売数量である江戸積高の割合を平等に 0) は、 この時の各郷平等の積方仕法という 株高 (造石高) に対する現実の なく、 販

たのが、天保三年辰年御免株交付の事て、株高と江戸積高との調整をはかっの「各郷平等」の積方仕法にのっとっの「各郷平等」の積方仕法にのっとっ

情であった。

15

カン

「兵庫津酒屋共義は、

江戸表下筋へ積下

し候酒と申すは只今にては纔か

0)

義にて、

していたことがわか

る。

そのことは、

宝曆十四年 (一七六四)

の兵庫津酒造仲間

0)

酒株御

願

御届之日記 主に地売酒

灘目四組の 請株状況

衣 14	0 义以朔六四	料はい仕戸値・	地分丘門你	同の割ら
郷名	酒造株高A	江戸積株高 B	地売株髙	B/A×100
兵 庫	石 19, 375	6, 109	石 13, 266	% 31.5
尼 崎	4, 767	1,891	2,876	39.7
堺	41,992	971	41,021	2, 3
大 坂	129, 805	34, 722	95, 083	26.7
合計	195, 939	43, 693	152, 246	22.3

文政10~13年の4カ年平均石高 (注)

資料:「御影酒造組合文書」 分けて考えてみると、 高そのものが、 は特に地売株高の比率の高

○石であるが、

うち江戸積株高は約六○○○石、

地売株高が約一万三〇〇 兵庫は株高約一万九〇〇

〇石で、 株高の比率が高く、 江戸積株高は全体の約三一 それだけ兵庫郷中の需要を対象にした地売酒造業に %強を占めるにすぎず、 圧倒的に地売

御座候 と述べていることからも明らかである。

比でみたが、 天保三年の前掲 さらにそのうち上灘 表 146 (脳頁)では摂泉十二郷に 下灘 0) 灘 Ħ お 四四 ける新規株交付の状況を、 組に 9 いて、 その所属村ごとに表示したの その古株高 との 炆

> 歴史編Ⅱ 近

るか 丹は

ĸ 六

<u>F</u>

口

伊丹・

西宮にとっては有利になってい

る。 郷

い

ずれにしても

そこか

7):

de C

0) 時

0)

株割算定では、

他

九郷

の平

均

は

几

四

駄となるが、

伊

九三駄、

西宮は六・〇〇駄となって逆に灘三

の

Ħ.

○四駄をは

郷酒造仲間

0)

申

合せによる株割によって入津高が規制され、

酒造株のもつ営業特権としての株

造石高が決定されていくという事情は、

ところで、この時の四カ年酒造株高のうち、

表14に示したように、

兵庫 ・

尼崎·

大坂

0)

江戸積株高と地売株高とを

い地域となっている。

実効性を失いつつあることを示してい

,よう。

表 149 天保 3年 (1832) 灘目 4組の新規株・古株請高状況

	地	名		名		おて米を	古	株	A	新	規札	集 B	É	ì	計	$\frac{\mathbf{B}}{\mathbf{A}} \times 100$
Th			71	軒数	株	株高株数株高株数株		高	株数	A ^ 100						
		東	青木	押	6,	石 815		2,	石 371		9,	186 186		% 35		
J		青	木	17	1,	582		1,	600		3,	182		101		
	東	西	青 木			622			150			772		24		
		深	江)	2,	217		2,	550			767		115		
L		魚	崎	28	26,	694	34	22,	150	16	48,	844	50	83		
上	組	横	屋	2	2,	000	1	2,	000	2	4,	000	3	100		
		住	吉	11	16,	848	13	5,	500	7	22,	348	20	33		
		小	計		56,	781		36,	321		93,	102		64		
F	中	御石東	影屋明	50	91,	360	84	58,	037	97	149,	397	181	64		
	組	八	幡	8	10,	728	13				10,	728	13			
灘		小	計	58	102,	088	97	58,	037	97	160,	125	194	57		
	-m-	大	石	46	57,	412	51	13,	700	24	71,	112	75	24		
	西	新	在 家	24	25,	931	34	8,	500	18	34,	431	52	33		
	組	小	計	70	83,	343	85	22,	200	42	105	5, 543	127	27		
	***************************************	計	1		242,	213		116,	558		358,	772		48		
		脇	浜	16	18,	521	13	2,	400		20,	921		13		
-	下	神	戸	14	10,		16	6,	280	13	17,	102	29	58		
漢維		二ツ走	茶屋 水	} 14	12,	344	11	7,	200	12	19,	544	23	58		
		計	2	44	41,	687	40	15,	880		57,	567		38		
1)+(2	合	計		283,	901		132,	438		416,	339		47		

(注) 株高は石単位まで表記、合計は積算後石未満を省略。

資料:「四井家文書」

東組の二・一九倍で、

ここでは西組

る。五

なかでも魚崎

村

と御影村・

石屋村

東明村および大石村が飛躍的に増大し、

上

灘郷の異常なまでの

・下灘ははるかにそれを下回り、

顕著な発展の格差を示

して

ぶりがらかがえる。

さればこそ文政十一年に上灘郷が東

中

西

の三組に分裂してゆかざるをえなか

灘はそれをはるかに下回っている。 る新規株高比率をみると、 が 表別である。 中組であり、 魚崎村の二万二一五〇石、 新規株の交付高では、 東組の魚崎村が八三%と高く、 平均 '四六%の増加となっており、この平均値を上回っているのが さらに上灘三組だけでみればその平均値の四八%を上回 灘目四組のうちでも特に御影東組 大石村の一万三七〇〇石が多くて注目される。 中組の御影・ 石屋・東明が六四%とそれなりの比率となっ 同西 組 石屋 また古株高に対す 東明の合計株高 Ŀ っているのが東 一灘三組 下 Ŧī.

ているが、

西組

は二七%と低い

時期は、 それにしても今津郷は上灘のうちの魚崎村と同じテンポで、文化・文政期に拡張してい 買入株のうち、 ○○万樽を突破する勢いにあったから、それを反映して、株高においても全体で二二万六○○○石余から 文政期の商品生産拡大期に向かっていただけに、 この状況をさらに享和三年の株高と比較して、各組所属村々の動向をみようとしたのが表別である。 一万六〇〇〇石へとほぼ二倍近い増 なみに今津郷は九二%となり(昭頁表11参照)、灘目を大きく上回っているが、これは古株の御免定株と籾 わずか三〇年ほどではあるが、 後者が灘目に限って寛政四年(一七九二)に交付され、今津郷が除外されていたためであるが 加率となっている。 米価政策上からは勝手造り令の発令された時期に当たり、 灘酒造業が飛躍的に発展し、 その全体の増加率を上回っているのが中 上方からの江戸入津樽数も ったと理解される。 かつ文化 組 の 二 ・

9

た事

表 150 享和~天保期の灘目 4 組村別酒造株高比較

		,						, 				
郷	名	枕	村名		和 3	年 (1	803)	天	保 3	年 (1	832)	享和3年か
/34/7	71-1	4.0	711	株	高	軒数	株数	株	高	軒数	株数	らの増加率
	東	打深東	出江		471 463 822	軒 1 2 2	株	!	石 , 767 , 186	軒 	株	倍 1.94 5.04
		青	木	,	447	3		1	954] [1. 15
		魚	临		130	16			844	28	50	2, 55
Ŀ	組	横	屋	2,	000	1		4,	000	2	3	2.00
ما		住	吉	13,	092	6		22	, 348	11	20	1.71
		小	計	42,	427	31		93	102			2. 19
		御影	東組	10,	434	14						
	中	// 石	西組 屋	,	879 891	14 14		149	, 397	50	181	2, 62
		東	明	11,	769	12)				
	組	八	幡	6,	588	8		10,	728	8	13	1.63
		小	計	63,	562	62		160	, 125	58	194	2.52
ANIC		新石	E 家		568	24		34	, 431	24	52	1.30
灘		大	石		023	25		71.	112	46	75	1. 92
	西	岩	屋	11,	418	9						
		稗	田		528	1						
	組	五	毛		480	1 2						
		河	原		553					<u> </u>		
		小	計	77,	571	62		105	, 543	70	127	1. 36
		神	戸	,	952	12	15	17,	102	14	29	1.56
-	5		茶屋	13,	098	9	13	} 19	544	14	23	1, 46
		走	水	4.5	300	1	1	י				
ď	íÉ.	脇	浜	17,	470	8	13	20	, 921	16		1. 20
(Z	.,-	熊平	内尾		784 120	1 1	1 1					
		/]\	計	42.	726	32	44	57.	567	44		1, 35
Telephone Transferon	—— 合	青			287	187			339		<u> </u>	1.84
								1		1	<u> </u>	

(注) 株高は石単位まで表記,合計は積算後石未満を省略。

資料:「四井家文書」

表 151 文政末期の灘目各村別江戸 入津駄数

		八	丰岛公安义				
	地	jį	戉	駄	数	比	•
	今	泽	ļ!	26,	, 759	8	.9%
	東	青魚	木崎		676 129		
	組	住 小	吉計		076	18	. 9
上	TO OTHER DESIGNATION OF THE PERSON OF T	御影	東組		, 325		
	H	石	西組屋	21,	150		
	組	東八	明幡		941 484		
灘		小	計	92,	272	30	. 6
	西	新ィ大	生 家 石		101 673		
	組	小	計	71,	774	23	. 8
	F	脚神二ツ	浜 戸 茶屋	10,	219 805 065		
19	難	小	計	36,	089	12	. 0
	元 "	i	分株分株		272 292		
t	朱	小	計	17,	564	5	. 8
2000000	合		計	301,	534	100	. 0

(注) 文政10年より天保元年までの4カ年平均駄 数。1駄=2樽。

資料:「御影酒造組合文書」

業 村 情 1) 灘目 表示し が存 の最先端 五三万四九七駄 こうした背景のもとで、 新在家村が続 じて の入株分のことで、 たの ご立 V が たの 表 9 151 である。 b (器頁表11参照) ている。 である。 両郷

、津駄数を確保しているのである

0)

酒造株を灘酒造家が借り入れることによって造石高を増やし、

あわせて

ていたことがわ 発展期の文政十年より天保元年までの摂泉十二郷に そのト ここでは御影村 か のうち、 る。 ッ ブ また表中の伝法分株 クラスに大石村と御影村西 今津郷も含めた灘三郷分三○万一 ・大石村における入津樽が五万駄を超えており、 池田 一組が 分株とい あ 5 うの 五. これに おける四カ年平均江戸入津樽 三四 は、 駄 伝法お 魚崎 0) 入津樽数を、 村 よび 発展期 今津 池 鄉 \mathbb{H} 各村 灘 阿 酒 郷 石 别

> 歷史編Ⅱ 近 111

内部対立の激化

た。 さて新規株交付に際しての灘三郷とほか九郷の対立は、 すなわち天保五年に、 西宮酒造行司が大坂三郷に働きかけ、大坂の山村与助・尼崎 以後もますます先鋭化してい

規株は江戸積が認められていないことになって不利であるのに、 りの印判だけで十分である、 ために一年限りということで取り決めたもので、当年にも適用することは不当である、 又左衛門らの有力商人を総取締役として、 取締りを受ける必要はなく、谷町役所配下での取締りだけで徹底しており、したがって小送り状も役所よ その要点は、①株高一〇石につき六駄という各郷平等の積高は、 江戸積分のみの株割に換算すると一段と有利になる、 十二郷江戸積の酒荷取締規制を出願した時は、 ③「各郷平等の積高」というが、灘三郷の江戸積高は古株の時と変わらず、 同年五月に大坂・西宮廻船極印元の連署で、 上灘郷中組の嘉納家一統がこれに強く反対している。 というところにあった ほ 新規株交付に際して、ほか九郷と和熟 か九郷の株高には地売株も含まれてい (2)いまさら大坂商人 「小送り状押増 新

六年灘三郷では新たに、この新規株については、 るようにと出願している。しかしこの願意も幕府の容認するところとはならなかった。 また新規株は多額の冥加金を上納しながら、江戸積が認められていないという灘三郷の不満は強く、 冥加金の代償として、 酒造制限の際に特別の配慮が得られ 天保

となるにいたらず、この時期幕府も、 こうして天保七年には、 このようにして天保三年の新規株交付は、 ほか九郷の強い灘三郷抑制策をむしろ支持していたのである。

届

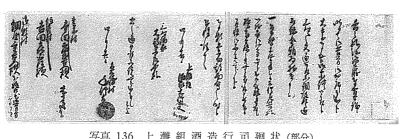
出制

(2)酒造蔵検査による過造の厳禁、 全国的な飢饉を理由 (3)酒造道具の売買貸借の届出制、 高価な犠牲を払いながら、 に、 再び酒造取締りが強化された。 それが難 (4)酒造稼人は地元代官の直支配 三郷にとっては発展 まず、 (1)酒造米の)買入れ の契機

断行された。

間停止令の布達をもってはじまり、

諸株仲間の停止とその冥加運上金の打切りも



上灘組酒造行 写真 136 可廻 状

規制の強圧下にさらされたのである。

である。さらに翌八年も「千石につき百六十五石」となり、

灘三郷は苛酷な減醸

天保四年以前の江戸積高に規制されて、株高に関係なく造石高が決定されたため

「株高千石につき百六石造り」とされ、株高の一○分の一に相当する厳しい減酸

これは新規株が減造基準として公認されながら、

実質的には

さらに同年十月には三分の一造り令のもとで、特に灘三郷は他郷と区別され

比率となっている。

なり、 漸次緩められていった。 天保改革は天保十二年十二月に、 造株の改称 天保改革と酒 同十一年からはさらに二分の一造り、 ようやく天保九年から翌十年にかけて、 灘三郷においても天保十年には例年並みの三分の一造りと まず江戸十組問屋の特権を停止する旨の株仲 天保改革においては三分の二造りと 幕府は酒造統制を緩和

しかし酒造業に関しては、 翌十三年九月とりあえず異例の処置として、 (1) これ

> 歴史編Ⅱ 近 世

先の寛政改革の過程と同様の厳格な酒造統制策が打ち出された。

さらに異例の入津樽統制(下り酒十一ヶ国制御目当高の設定)も実施されて、全く

机 とする、

(5)天保四年以前

からの地売・

他国積

・江戸積樽数の調査、

などが規定さ

業は、 面 その意味では江戸積酒造業に関しては、むしろ天保三年の仕法改正路線の延長のなかに、 二月には先の酒造稼の名称を改めて、 ろ従来通りの仕法を踏襲するとした。そして「天保四年以前迄造来米高」 までの酒造株の名称を廃止して、 してゆく発展契機も見出すことができなかった。 的に掌握したところに、天保改革の意義があった。 たがって酒造株の酒造鑑札への名称変更以外は、 かしこれは灘酒造業の場合、すでに天保三年の新規株の交付により、 出稼ぎを禁止する、 そのなかで文化・文政期の灘三郷の発展を、 もはや文化・文政期にみられた株高を超える造石高 灘三郷とほか九郷との体制的不均衡の調整が図られたのである。 (4)酒造株の分株譲渡を禁止する、 酒造稼と改める、 新たに酒造鑑札を交付して、酒造取締りの徹底を図っている。 天保改革の過程では何ら新たな政策はみられ (2)酒造冥加金はこれまで通り存続する、 しかしそれだけに、 新規株の交付と高率の冥加金の賦課によって、 その過程で、 の四点を布達し、 の増大はみられず、 灘三郷を摂泉十二郷の江戸積体制 幕末にかけては固定化された稼石高 この改正仕法も実施ずみであり、 を 酒造株の名称変更以外は、 しかしそのことによって灘酒造 「永々造高」として確認し、 ほか九郷の都市酒造仲 天保改革の課題が (3)酒造家の なか 幕府が、 0) つ た。 出 を圧 ts か 全

江戸積高の枠のなかで、

仲間内部の集中化が激しくなっていったということができよう。

けて考えることができる

4 灘酒造業発展の技術的要因

は酒千駄につき人数四十人余相掛り、 仕込工程 酒造技術と 世後期では冬季の厳寒期に、一年間の全清酒生産を終わらなければならず、また「酒造の儀 酒造業は、 その生産工程が酵母という微生物を媒介とする化学反応に依存する関係から、 見分仰山なる商売体」と当時評されたように、その生産工程のある決合ができる。 近

するということとなり、 応じた協業の形態がとられることになる。 このような酒造業の特性から、その労働力は、冬季農閑期の低廉な季節労働者、 また一時に大量の労働力を投入しなければならないことから、 つまり出稼ぎ農民に依存 必然的に生産工程

大量の労働力を集中的に投入しなければならないという特徴があった。

定的瞬間には、

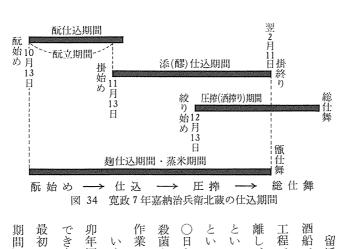
立するが、そうした千石造りでの生産工程としては、①精米工程、 近世酒造業におけるマニュファクチュア (工場制手工業) とは、一般に千石造りの酒造蔵の出現をもって成 ②仕込工程、③貯蔵工程 の三工程に分

業である。 図 33 。 は醪仕込工程の際の酒精発酵を旺盛ならしめる根源的培養液であって、酒造仕込における最初の重要な作 まず仕込工程からみよう。 はじめに蒸米と種麹から麹が造られ、 この作業の開始は「酛始め」とよばれ、 仕込みは麴仕込工程、 この麴と蒸米と仕込水とを投入して、 この日から蒸米工程も醪工程も同時に開始される。 酛を (酒母)仕込工程、醪仕込工程の三工程に大別される 配仕込工程が始まる。

れたのは、 (または「添始め」) 酸仕込は、 精米工 なるべく少量の酒母液=酵母を使用して、できるだけ大量の原料を発酵せしめるとともに、 種麹 配の一定分量に蒸米・仕込水・麹を添加して醪を醸成する工程で、その作業の開始を「掛始め」 糠 白米 と称し、 洗米 培養 达工程 水 麹 浸漬 初^{to}表 蒸米工程 蒸蝕 配仕込工程 配仕込 中添・留添という三段掛の仕込方法がとられた。 仕込水 蒸米 酰 醪 初添 Æ: 中添 込工程 留添 醪 圧搾工程 搾揚 一〇目前後を必要とした。 原料 新酒 粕 貯蔵工程 中間生産物 津引 作業名 副産物 滑酒 滓 この三段掛の方法がとら 火入工程 工程進行 (主流) 火入 (支流) (桶) 糖化

図 33

酒仕込工程図



1

I

一程が完了するのである。

留 られてきた蒸米工程も完了する。 甪 が発酵作 派 「掛仕舞」 用をこえて作用するのを抑制して、 (または 「添仕舞」) これを「甑仕舞」とか とい ここで仕込工程が終了するので、 酒 精発酵を緩急適度に作用させるため 「甑倒し」と称した。 配仕込開 である。 始以来並 そして 行的

作

ďδ 0)

酒船で圧搾し、 工程である。 留 添のあと、 このしぼった酒を桶に入れて放置し、 酒をしぼり出し、 二〇日ぐらいで醪が熟成する。 粕を分離する。 この これが圧搾(酒しぼり) 上澄と沈澱物に分 一醪を酒 袋 E つ

といった。 殺菌を施したあと、 Ų 日を要した。 って、 この上 蔵人の このようにして全部の酒の滓引が完了すれば、「総仕舞」 澄部分が新酒であり、 このあと発酵を止 仕込蔵の大桶で貯蔵する。 部は帰郷 Ļ 配始 めるために 沈澱物が滓で、 め カン らこの総仕舞までに約 「火入れ」といって低温 このとき酒造仕込の全 この作業を「滓引」

卯年 できあがるまでの仕込日数と仕込期間 初に仕込んだ酛が、 Ų١ 酒 ま寛政八年 (一七九六) 五月の御影村西組嘉納治兵衛家の 『家甑木仕』 .廻日限書上帳」 醪仕込に初めて使用されるまでの K より、 を図 同 ||家北蔵 示 L た つのが、 0) 酛 社込 期間 义 34 かい である。 B 「寛政 を

新酒

が

准 後

8

「覧なった

間

ここでは十月十三日

から十一月十三日までの三〇日

表 152 嘉納治兵衛北蔵の仕込要項

	25 132	355 W 11	ロブニー中コロルス・シー	上处安汉
	年目	:代	寛政7年 (1795)	天保11年(1840)
造	石 高(玄	(米)	2, 217. 39石	
	// (岸	1米)	1,980石	1,980石
酛		数	220	220
仕	舞	高	9石	9石
仕	舞個	数	2. 5	3
添	仕 込 日	数	88∃	74 El
1	日米 仕	込 高	22石5斗	27石
汲;	水率(米1石)	に付)	5 斗水	1石1斗水
清	酒	高	1,782石	2,969.683石
酛	始	B	10月13日	11月18日
掛	始	め	11月13日	12月14日
掛	終	ŋ	翌2月11日	翌閏1月28日

n る (注) 0)

造石高: 仕込総石数

造石高 配一つから醪ができあがるまでに 数 消費した配米・掛米・麴の合計高。 8石仕舞とか9石仕舞という。

石高舞高 航100とか配150という。

数 酛 仕舞個数: ーツ仕舞とか二ツ半仕舞とかいう。 仕込日数

一日の仕込量: 仕舞高×仕舞個数

酛

仕込の十月十三日

かゝ

1 CD 1

続

1,

間

仕込日数: 造石高 造石 高 一日の仕込量 仕舞高×仕舞個数 Řίτ

資料:「白嘉納家文書」 な 込 H 7 は、 る Ī. 添仕込の完了する翌年二月 ŧ

甔

(蒸米) 仕込お

よび

添

程 で、

が

並行して行われることに

行 カゝ 酒 二月十三日 て初揚げされる「絞り始め」 を が わ ら添仕込と並行して圧搾工 ₹, . う。 n 絞られることになる。 る。 主 たこ で、 また麹仕込と蒸米期 このとき初 0) 翫 K 添 仕込 B 程 7 から を 0

新

+

E

(四〇) の仕込み要項を表示しておく (表 152)。

で、

参

考ま

でに

図

34

0)

寛政

七

年と新

たに天保十

年

たのと対照的である。 と②仕込方法の改善と 業も、 ここでは特に 碓 屋 精 米業も い 5 間 灘酒造マ 題 結 臼杵を道具とした人力によるも 合し K 9 U _ 7 お て考察してみよう J. b, フ 7 ク ځ チ 0) 点 2 7 디 成立 世 0) 発 酒 展 屋 が 0

技

術

的 要因

とな 麲 近

9 た

(1)

米搗き水車

0

利

車の利用 米搗き水

屋とは分離してい

世

0) 酒

屋

11 醿 監造業は、

麹屋

製麴

さて精米工程

には仕込工

程に

入る準備

工程 用

である。

その精米の方法に

は

0

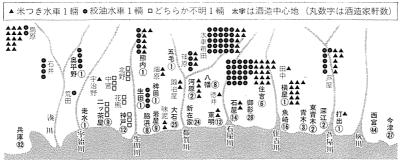


図 35 灘 目 水 車 の 分 布 (原図 『西宮市史』2) が

灘酒造業の大きな特徴の一つとなった。

灘目では、

背後に六甲

山

地が

能立

Ļ

その流水は水車

-の絶好

の立 頭

条件 明

それに対して、

水車精米に

移るのは近世後期から幕末にかけてであった。

圳

から中

期に

けて

は、

西宮

・今津の場合に

は足踏精米が

支配

的

であり、

蔵 6

0) ħ

外部

ある水車場 か

^

酒造米を運搬して行われた。

歴史的には近世

前

酒

造場 K

0)

15

かに

ある碓

屋 で行わ

れ た。

後者は米搗き水車で、

酒

水車によるものとがある。

前

者が足踏

精

米

で、

伊

丹

池

田

などで

をなしていた。

それが米搗き水車と結びつき、

灘酒造業は

台

媊

0) 地

和

これ

精米方法として全面的にこの水車精米を利用し、

安永ころから、

米 成される酒質を左右する決定要因となる。 白 お 9 麹に の場合一人一 た。 八分つきであったが、 い 水車精米の利用は、 て、 それのみならず精白し得る米量においても、 よって仕込まれる酒であるだけに、 格段にすぐれた技術改善であった。ことに諸白造りは、 日四臼(一臼一斗五升五合ぐらい)、 足踏精米に比べて、 水車精米では二割か その精白し得る量と精白度に 足踏精米での精白度はせ 米の精選とその精白度が、 ら二割 掛米で一 足踏み精米では、 五分つきが 日 五旦、 可能 白米 Ŀ であ V 酒 酊 步 製

> 歴史編Ⅱ 近 世

0

場合に

は

四日

であるのに対し、

水車による臼

本

は

Н

四斗

0

精

米が

集中化と量産化への技術的課題をも克服してゆくことができたのである。 術的基礎があったといえよう。そして水車による精米工程での生産力をあげることによって、さらに寒造り することになる。 可能であり、 一つの水車場に四○本の臼が備えつけられていたとすれば、一日に一六石も精米する能力を有 薄目酒造業が精米工程において水車精米と結びついたところに、 灘目発展のまず第一の技

灘酒造業の発展を可能にしたもう一つの条件は、仕込技術の改善である。それは商 品性と営業

造りは秋彼岸過ぎより翌年二、三月頃まで四季に分けて行われていた。

性をつらぬく寒造り集中化の実現でもあった。

南都諸白から伊丹諸白への段階に

おい

7

酒

寛政十一年に大坂の木村孔恭が著わした『日本山海名産図会』によると、 当時醸造された酒は新酒 間に

寒酒の四種あり、新酒は秋彼岸ごろより造りはじめるが、寒酒はすべて日数も後程多く価も

寒前酒

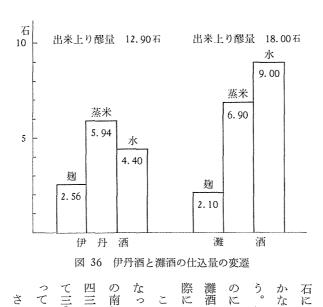
高 昔は新酒 :の前に「菩提」という醸法があって、大坂などではこれを新酒とよんでいたという。

新酒の禁止がくり返し発令されている。 葋 の酒造制限令のなかでは、 すでに寛文十年 (一六七〇) から「寒作り」に限って酒造を認め、 幕府が政策的に、この立秋頃より仕込まれる菩提酒を排除して、 「当座作

ことは、 自醸酒的性格の強い菩提酒を市場から駆逐して、 商品性の高い寒酒という営業酒を指向していたこ 仕込時節も寒く、それだけに仕込日数も長くかかるが、良質の酒ができる寒造りに集中させていったという

とを示している。

酒造仕込方 法の改善 こうして寒造りの 仕込技術の改善について考えてみよう。 酒が定着してくるが、 伊丹酒については、先の 次に同じ寒造りの伊丹酒と灘酒とを比較して、 『日本山海名産図会』 その 灘



の場合、

これに

「湧き」(泡立ち)を考慮にいれると、

実

石仕舞となってい 時 期 に差はあるが、 る この図から、 (2)蒸米に対する麹割合は、 (1) 仕舞高 配からの蒸米と麴米の合計)は、 前者が四三%、 後者は三○%である、 伊丹酒が八石五斗、 (3) 蒸 米 (麹を含む) 一 灘酒が九

た 酒

んのが K

図 36

(付表28) である。

9

ţ,

7

は御影村西組嘉納治郎右衛門の嘉永元年(一八四八)の仕込史料から、

仕込に関する要点をまとめ

う。 のに対し、灘酒は一 かなり多い、 石に対する水の使用量は、 従って一転からの醪量は、 の三点が顕著な特徴としてあげられるであろ 八石となって大きな差をつけている。 前者が五斗一 伊丹酒が一二石九斗である 升、 後者は一石と

際には三〇石前後の大桶が使用されていたことになる。 っている。 て三〇%になり、 四三%に減少しており、 なっていることである。 南都諸白の六三%と比べると、 この仕込方法での大きな相違は、 この麴割合の低いことが特徴の一つとな それが灘酒になるとさらに減少し 麹割合については、 すでに伊丹酒においても 麹と仕込水の割合が異 同じ寛政期で

さらに注目すべきは、 仕込水の添加量が、 灘酒で は伊 抍

の割合を各蔵で実験的に変えて、その試行錯誤のすえに嘉永元年の麹割合三〇%に対する水の使用 ·一・九倍になっていることである。すなわち御影村の嘉納家では文化・文政の発展期に、麴割合と使用· う仕込方法に成功しているのである。これによって仕込方法に飛躍的な改善がもたらされた。

のような灘酒造家の水への関心によって導かれた地下資源の開発であった。 る以上に、 これは伊丹に比して水の重要性が倍加してきたことを示すものであり、それだけ灘の酒造家が原料米に対す (荒牧屋) 太左衛門によって、水質優良な西宮の「宮水」(硬度五度内外の硬水) の米一石に対して水一石の割合で添加する新しい仕込法は、「石水」または「十水」の法と呼ばれた。 水の重要性に並々ならぬ関心を抱いていたことを示すものであった。天保十一年に魚崎村の山邑 の使用法が発見されたのも、

二点であった。 仕込期間を延長することであり、 仕込日数のなかで、 寒造りは、 酒造仕込の時期を冬季極寒期の一〇〇日に限定するものであるが、その限定された (2)仕舞個数を増大させて、それに応じた酒造蔵の整備拡充をはかることの 量産化を実現してゆくために採られた方法が、(1)酛仕込期間を短縮して醪

できるだけ縮減してゆくための努力がなされた。 永期には一七日となって、ほとんど寛政期の半分の期間にまでなっている。酒造仕込期間を一〇〇日とすれ も要した酛立期間 ら一定の適応季節に、 配立期間が短縮できれば、 (到) 頁図34 参照) 醪仕込期間を最大限に延長してゆくための技術的前提であったから、 それだけ醪仕込期間の絶対的、 が、文化・文政期には二三日よりさらに二一日にまで短縮され 事実今津を含めた灘三郷では、 相対的な延長が可能となる。 一般に寛政期に三〇日前後 それが一〇〇日と 配仕込期間 (表153)、 嘉

項目 年代	造石高	阮 数	仕舞 個数	配立 期間	醪仕込期 間	仕込 期間	平均雇 用人数	製成樽数	酒造米100 石につき
寛政12(1800)	1,535	113. 74	1. 5	日 38	B 80	日 146	12.4	穆 2,729	樽 177.7
文化10(1813)	1,822	135	1.5	22	90	140	14.0	2, 885	158. 3
文政 5 (1822)	2, 295	255	3	23	85	136	28. 2	6, 055	263.8
// 12(1829) 天保 2 (1831)	1, 701 1, 350	189 129, 48	3. 25	21 20	58 65	107	30. 1 19. 5	4, 666 3, 902	274. 3 289. 0
嘉永 3 (1850)	855	91. 93	1.75	17	46	91	19. 0	2, 423	283.3

表 153 配立期間・仕込期間などの変遷

(注) 寛政12年のみ嘉納治兵衛の北蔵。その他は嘉納治郎右衛門の西蔵。 仕込期間=酛立期間+醪仕込期間+酒しぼり期間(28日)として計算。 平均雇用人数は、酒造働人延入数を仕込期間で割った値。 嘉永3年のみが9石3斗仕舞、その他は9石仕舞。

資料:「本嘉納家文書」

る

められたとしても、

一日の仕込量を増大することによって、

○○石の原料米を仕込むことも可能になる、

ということであ

落を防ぐ予防策として、 江戸入津樽が年 間 ○○万樽を突破した文政 十二郷仲間 申合せの生産 蒯 ど 制 は 限 から 酒 打 価 to 0)

数で割 n ゆくには半分の五○目でよいことになる。 酒造蔵の場合、 化が果たされていくことになる。 ば たとえ摂泉十二郷酒造仲間 0) である。 日 ○○○石の原料米を消化する。 だけの労働 を「一ッ仕舞」といい、 仕 の仕込量は二〇石となり、 舞個数とい 7 n だけ たとえば酒造 た商であ 添仕 力と設備が要る。 仕込作業が 5 Ó 込期 り は、 間 7 造石高 = H 0) の申合せとして仕込日数 普通これを一〇〇日間反覆して合計 0) 稼 Э. B フ 仕込量を規定する基準となるも 働 L ァ かゝ H ○○○石の原料米を消化 ○石の原料米を消化してゆ 数 かし仕舞個数が増 いまこれを二ッ仕舞にすれば ク 6 チ 割 が = り出され 延 長さ アの定型とされる千石 もちろんこれにはそ n る酛 極 数 0) 大できれ F. 短 を 酒 縮 仕 0) から L 込 量

産

E

規模にもかかわる問題で、労働編成上でも一蔵三〇人という、通常の千石蔵一五人の蔵人編成を大きく上回 を仕込んでいる。 蔵にお た技術的基礎は、 出されてくるが、 いては、 文政十二年(一八二九)に「三・二五仕舞」が実行され、 この場合は九石仕舞だから、 まさにこの点にあった。事実、 この仲間規制のもとにあって、 一日の仕込量は二九石二斗五升となる。 表ほにみられるように、御影村の嘉納治郎右衛門所持の 灘酒造家がひとり発展のペースを堅持して量産化してい 仕込期間一○七日で実に一七○○石 これは当然酒造経営 西

それにふさわしい形で、分業による協業という労働の結合組織をとっていった。 ちろんこれにつれて仕込桶の容積の拡大、 の増大に応じて酒造蔵も拡大整備され、 このように仕舞個数の増大は、 灘酒造業の発展を特色づける生産形態発展の指標となった。そして造石高 洗場・釜屋・船場をもった作業蔵と仕込蔵への分化もみられた。 ひいては遣い道具の改良・細分化も進み、 蔵人の労働編成もまた

た働き人が必要であった。

した形での、寒造りの仕込にふさわしい酒造蔵、それがいわゆる千石蔵の出現であった。 酒造蔵の拡充と 応した作業場としての酒造蔵の拡充や、酒造道具の整備が必要であっ こうした酒造技術の改善と、 寒造りという限定された期間内での量産化に た。 それらを総括 は、 それ だ対

衛 能であっ れた酒造蔵敷地内の碓屋は、 灘酒造業の発展は、 へ質入れした酒造蔵を示すと、 まそうした酒造蔵として、文化十五年 (一八一八) の新在家村柴屋善右衛門が御影村嘉納治兵 水車精米にあったことは、 灘目の酒造蔵では取り除かれ、その分だけ作業蔵と仕込蔵への空間的拡大が 図37の通りである。 すでに指摘した通りである。そのことから伊丹などでみら

が であろう。 9 た中二 あり、 柴屋蔵は酒造株高が 階の酒造蔵 仕込蔵は総二 これには居宅が併置されており、 から 一階の五 なっ 五. 四六石であるところからみて、 てい 立工坪、 その二 階は酛を造る場所であり、 居宅 (五六坪)を中心に、 灘目 K おける典型的な千石造りの さらに澄し蔵として貯蔵場の役割をもず 作業場としての洗場 釜屋 酒造蔵といえる 船場 室

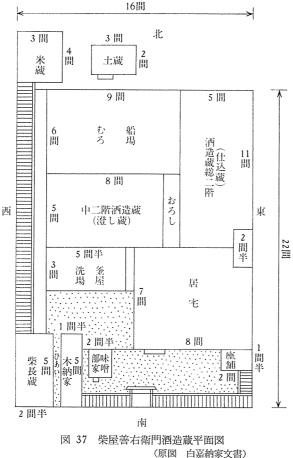
次 の図38は、 天保六年四月に、 幕府の取調べに対 Ų 御影村の嘉納治郎右衛門が提出した「千石蔵設計案」

である。

これ

は当時

おける有



(原図

'n 工程は室(一二坪)、圧 釜屋(一二坪)、麴仕込 業別に場所が配分さ 坪 (一〇坪)、蒸米工程 数 洗米工程は は ____ 二坪、 洗 場 作 は

۲ の設計案では建 0)

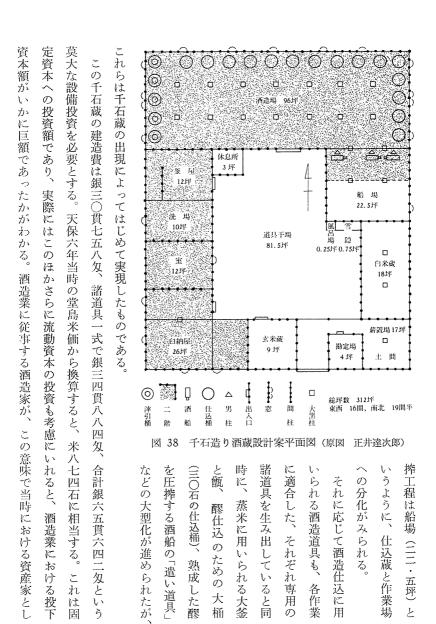
試案といえる。

想的な酒造蔵として

力酒造家が描 の灘地方に

い た理

605



大

桶

第四章 近世社会の変容

は固

5

ける投下

五坪)

各作 専

用

甪

0

全蔵人の食事一

切の

者として各責任を負う者であり、

上人以下の蔵人は、

その責任者のもとで働く補助的単純協業者であるに

て見なされてい た所以でもある。

と労働編成 酒造働き人 うこともある。 酒 造仕込工程に従事する蔵働き人を一般に蔵人といい、 その編成は狭義の杜氏を頂点に、頭・衛門・酛廻り・釜屋・上人・中人・下 また広義の意味で総称して杜氏とい

人 で で 飯業 焚き から成りたってい

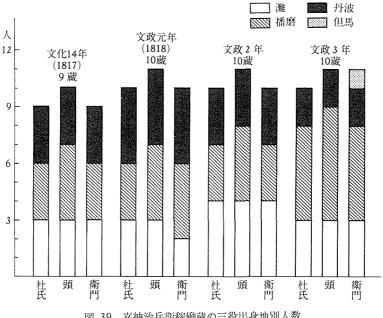
以下 高が増大し、仕舞個数の多い蔵では、 6 者として船頭が 取り 切 衛門は大師 0) の蔵人の監督の任に当たった。 氏は頭司とも書かれ、また親司とも称せられて、 出す大役を勤めるもので、 操業を指揮した。 お (代師) とも称し、 かれる場合もあ 釜屋は蒸米の釜作業の責任者で、 麹仕込工程の責任者である。 5 ふつう上人のなかから特に経験の豊富な者が選ばれた。 た 頭は脇とか年寄とも 諸道具の整備の責任者として道具廻しがおかれたり、 酒造家より酒造仕込に関する全責任を負っており、 いわれ、 とくに甑取りという蒸しあがっ **酛廻りは酛仕込工程の責任者で、** 杜氏を補佐する副杜氏の役割を果たし この た酒米を甑 圧搾工程の責任 ほ かに 配仕込中 b 0) 中 7 頭 カン 0

呼ば 上人・中人・下人は、 九 水汲もこのなかにふくまれていた。 世話をした、 各工程の責任者のもとで、 ţ, わば見習ともいうべきものであった。 なお飯焚は飯屋とも称され、**** 実際にその作業に従事する者で、 最年少の新参が選ばれ、 特に下人は追 杜氏以下

行するものでは 以上のような労働編成の名称的分化が、そのまま作業の分業形態をとって、 15 V とい う点に留意しなけれ ば ならな V > すなわ 5 頭 衛門 分担作業が固定的 配廻り 釜屋 は 直列的 主体的

K

進



嘉納治兵衛稼働蔵の三役出身地別人数 図 39 が

6

するなど、こうした工程

(作業)が絡み合いな

X

これに絞り始め

0)

時期

からは圧搾工程が

並

行

は、

業の形をとって労働に従事してゆくことにな

そうした作業順序にしたがって全員が協 毎日繰り返されてゆく。そこに働く蔵

と丹波杜氏 蔵人の給源地

源

地

は

に

Ł はできない 有

7

=

る。

したがって、

酒造マ

_

フ

ブ

クチュアと

いう場合、 機的

簡単に分業に基づく協業として、

2 フ ブ カ 灘酒造業に チ = ア範疇を適用するこ おける蔵人の給 灘酒沿革誌』

進 ことである。 0 進行に応じて担当工程以外の作業に V, ない その場合は補助的労働者たるにすぎな が、 酒造の場合は蒸米工程 主体的分業者といえども、 麹仕込 b 作 加

応じてさらに複線的に添仕込工程が重なり、

一程が並行して始まり、

酸成される酛の数に

608

嘉納治郎右衛門稼働蔵の お うち、 である。 七人 (四〇%)、 'n 次に、 たであろうと推 まず御影村嘉納治兵衛家の文化十四 杜氏出身地 杜氏 年 代 蔵 名 出 身 地 したがってそれ以下の衛門 化政 一方杜氏を中心とする頭 寬政8~11 蔵 播磨 前 期 頭 // 12 西 店 灘(打出村) 灘三八人 (三○%)、 K 文化 5~9 店 灘(打出村) 西 飛躍 衛門の三役のみに関して、 測 // 10 · 11 西 店 灘(田辺村) され 12 店 播磨 的 11 西 発展 13 • 14 西 丹波 店 $5 \sim 14$ 播磨 中 蔵 放をみ 文政1~12 播磨 北石屋蔵 世 $1 \sim 12$ 中 蔵 播磨 た御 酛廻り 衛門の組み合わせでは、 丹波三六人(三〇%)となり、 丹波 11 $1 \sim 12$ 兀 店 年 11 $3 \sim 12$ 大石蔵 播磨 影 から文政三年まで 村 9 大石出店 丹波 11 その出身地を示した 上人・中人・下人なども、 0) 新石屋蔵 10 播磨 11 嘉 浜中蔵 10 生瀬 納 治 播磨 天保 4~7 前 蔵 郎 // 11 前 蔵 灘(青木村) 右 $1 \sim 6$ 北石屋蔵 播磨 Ö 衛 ただ一 門 稼 $1 \sim 3$ 大石蔵 播磨 働 家 弘化3·4 中 蔵 灘(青木村) 蔵 0) 杜氏のみについても、 0) 11 3 新石屋蔵 丹波 例 稼 が、 ○蔵 を除 嘉永 2~6 働 北 蔵 丹波 蔵 同じように同 図 資料:「本嘉納家文書」ほか 0) 39である。 K Į, 5 7 9 全部 とくに 集中 杜氏 ち て天保期以降に 播磨と灘 が 0) Ų, 0) て、 が 化 表 みを摘出して表示し 杜氏出身地が 同 西蔵 てゆ 混 政 154 郷出身者で固められ 郷 全体数では、 雇 出身者 大体この三者は 畑され 在 期 で (打出村) く傾向 である。 K (西店) 7 は it 丹波と播 で編 7 判明 るが、 寛政期 の杜氏であ が 丹波杜氏 み 成され 播磨 た蔵 5 するも

た K

は

0) 場合に れ

P

が

0)

609

は

同

数

が λ

四

身地

の変遷を跡づけてみよう。

I

れ

ば

生瀬

杜氏

→播

刑

杜氏

→丹波杜

氏

、と移

0

7

bi

2

たことが

指摘され

7

1,

る。

0

杜

氏 集団

たる蔵

人出

た文政期の杜氏は丹波であり、 灘→播磨→丹波への杜氏の変遷がはっきりとみられる。 嘉納家で最初に丹波杜氏を雇用した蔵であったことも注目される。 なかでも、 二ツ仕舞から三ツ半仕舞 の増 大をみせ

丹波杜氏に移り変わっていることがわかる。 丹波が四八○人で全体の七○%を占め、多紀郡が圧倒的に多く、ついで摂津は一二七人(一八・六%)で、 九人で過半数を占め、 かでも有馬郡がその半ば近くを占めている。 は下るが明治十九年 (一八八六) の灘 こうして化政期を過渡期とし、天保以降には、 同郷出身者による杜氏集団の編成がみられるのである。 他は摂津有馬郡五人、蒬原郡三人となって、蔵人の多い地域から杜氏が輩出されてお 東郷 (魚崎・深江・青木の三ヵ村)における蔵人の出身地をみると(表話)、 さらに杜氏に限っていえば、 播磨は三七人(五・三%)で、 漸次丹波杜氏が灘酒造業に重要な地位を占め始め かつての播州杜氏の地位が完全に 四二人のうち丹波多紀郡からは二 る。 時代 ts

造稼ぎが行われたところである。 の灘出身の杜氏は、 さて摂津杜氏について、 深江村九人、石屋村四人、熊内村二人、小路村一人となっている。 打出・田辺・青木の三村からでている。これらの村は酒造地に近く、 先の嘉納治兵衛稼働蔵における灘出身の三役三八人の内訳をみると、 また嘉納治郎右衛門稼働蔵の寛政期 農間余業として酒

た 路村でも、 内・和泉・紀伊をはじめ、 たとえば打出村では、 かし寛政期以降には 西宮の酒造家に雇用されていた杜氏が、 遠くは若狭・武蔵・下総・常陸にまで酒造杜氏として出稼ぎしているし、また小 灘目周辺の蔵杜氏が、 寛政十二年の一六人をはじめとして、毎年一○人から二○人が、山城・近江 他国稼ぎとして遠国 その出店先の総州にまで出稼ぎし、 へ出掛けていくこともしばしばみられ 中尾村の場合は、 河 宽

第五節 酒造業の発展

表 155 灘 東郷(魚崎村ほか)の出身地別蔵人数 (明治19年(1886))

国名	郡	名	頭司	頭	衛門	酛廻り	道具 廻し	釜屋	その他 働 人	合	計·
丹	多	紀	人 29	人 29	32 人	42 ^人	人 34	人 17	人 249	432 432	63. 0 [%]
11	氷	Ŀ		1	1	1		2	18	23	3.3
	天	田		-				1	20	21	3. 1
波	船	井							4	4	0.6
	小	計	29	30	33	43	34	20	291	480	70.0
	有	馬	5	4	6	6	4		32	57	8, 3
摂	Ш	辺				1	1	2	29	33	4.8
	武	庫	2	4	1		2	vertical ver	13	22	3, 2
	莼	原	3	1				1	7	12	1.8
津	能	勢						1	2	3	0.5
	小	計	10	9	7	7	7	4	83	127	18. 6
	揖	東	2	2	1	2	2	1	16	26	3, 8
播	揖	西		2	1				5	8	1.2
	ED	南							1	1	0.1
	赤	穂							1	1	0.1
磨	加	古							1	1	0.1
	小	計	2	4	2	2	2	1	24	37	5. 3
/	出	石	1	1		2	1	3	27	35	5. 1
但	朝	来						1	1	2	0.3
	七	美							1	1	0.1
馬	小	計	1	1		2	1	4	29	38	5.5
丹後	加	佐							1	1	0. 1
不		明				1			2	3	0. 5
合		計	42	44	42	55	44	29	430	686	100.0

⁽注) その他働人とは上人・中人・下人・飯焚を指す。

蔵数は魚崎村35蔵, 背木村4蔵, 深江村2蔵の計41蔵。

杜氏数は、親子で杜氏をつとめている一例があるので、1人多くなっている。

資料:「魚崎酒造組合文書」

政四年に九人が主として紀伊方面へ酒造出稼ぎしている。

業の技術が他国の酒造家によって認められ、また灘酒が名声を博して高く評価されることにより、 に代わって、 の蔵人はその技術をもって他国の酒造家から優遇されて迎えられたのであろう。 これらの事実は、それまでに灘酒造業の杜氏または蔵人として十分な経験と年功を積み、やがて播州杜氏 自ら他国への酒造出稼ぎに新たな生活の道を見出していったという経緯を推測させる。 灘目周辺

杜氏以下蔵人の賃銀について、 文久三年 (一八六三) の 御影村嘉納治郎右衛門所有 0 本 店 蔵

(造石高六九四石、蔵人一四人)の場合をまとめたのが表いである。

と支払方法

業的な作業労働に対応して、頭以下の蔵人全員を直接掌握してゆくための物質的基礎が保証されているもの 責任を課せられていることに対する報酬とみなされる。しかもそのことによって酒造仕込という集約的、 の銀一匁二分と比較すれば、さらにその格差の大きいことがわかる。それは杜氏が酒造仕込期間中に一切の 目される。つまり頭司の賃銀は「一造り七〇〇匁」と明示されており、「一造り」とは酒造仕込期間をさし てのことである。元治元年 (一八六四) にはこれが九○○匁となっている。この一造り七○○匁を日割計算す まず頭司である馬之助の賃銀については、頭以下のような日数計算によらず、請負制をとっている点が注 銀七匁七分となる。 これは頭の日給二匁三分、 衛門二匁二分と比べるとかなり高額で、 一番下の飲焚 協

る 頭 もちろん役職によって日給額には差がある。 の平右衛門以下の賃銀は、 日給制をとっており、 この賃銀格差は、 この日給額に稼働日数を掛けたものが各人の賃銀とな 酒造労働に従事していく技術伝習的、 か

		===		1 79-4 7174 -			1 (1000)
蔵伽	人	稼働期間	労働 日数	日給	給 銀	看板代	心附
①頭 司	馬之助	月日月日11.17~2.19	日 91	匁 (7.7)	匁 700	銭2貫文	匁 25, 46
②(頭)	平右衛門	"	"	2.3	209. 3	"	"
③(衛 門)	亀 吉	"	"	2.2	200. 2	"	"
④(酛廻り)	新 助	"	11	"	"	"	"
⑤(釜 屋)	菊 造	"	"	2.1	190.1	"	"
⑥(上 人)	万 助	"	"	1.9	172.9	"	"
⑦(")	長 国	"	"	"	"	"	"
⑧(中 人)	磯次郎	"	"	1.7	154.7	"	"
⑨(上 人)	与三 郎	"	"	1.9	172.9	"	"
10 (")	元 平	"	"	"	"	"	"
⑪(下 人)	直次郎	11.17~ 2. 2	72	1.5	111.0	"	24. 94
12 (//)	岩 吉	11.17~ 2.19	91	"	136.5	"	25.46
⑬(飯 焚)	和 吉	"	"	1. 2	109. 2	"	"
⑩(下 人)	佐 吉	11.17~ 2.2	72	1.5	111.0	"	24, 94

表 156 嘉納治郎右衛門本店蔵の蔵人給銀 (文久 3年(1863))

(頭)以下の役職名は、便宜上記載したもの。史料には頭司以外の記載はない。 資料:「本嘉納家文書」

値評 持参してくることに対する代償である。 二貫文が役職に関係なく、 有の看板代と心付とがある。 差をつけて支給されてい 先帰りの二人には 働日数に応じて九一 心付は一種の賞与で、これも役職上には区別なく 主たる酒造家の方で用意すべきところを、 おいて仕込労働というのは、 ら分離して算定されており、 としない火入れ労働の場合には、 律であるが、 15 年功序列的 看板代とはつまり寝具代のことで、 お 価が高いことをあらわしているのである 報酬にはこのような給金のほかに、 したがって技術と熟練をあまり必要 な個人差を反映し 稼働日数が重視され、 銀二 日の者には銀二五匁四分六 四匁九分四厘というように、 る 生産労働に対する 看板代は表156 律に支給され この点で賃銀算定に ているとみなすこ この仕込労働 現実に 元来雇 蔵人が 蔵 7 で は は いる 厘 用

蔵人の雇用方法については、 地域による差がみられた。

旋 はもちろん、 |成は安永七年(一七七八)のことで六軒からなり、 法と杜氏集団 蔵人の雇用方 蔵人の身元引受人ともなり、 の供給を丹後に求めていたが、ここでは蔵人を斡旋する丹後宿仲間が存在してい 酒造家との賃銀交渉も行い、 この宿は、 酒造仲間と蔵人との間 蔵人からは部屋代と称する仲介手 たとえば伏見の酒造業では、 K 介在 蔵 人 蔵人 への斡 仲間

労働関係をとっていた。 ては登坂の費用を貸し付け、 労働請負業者の仲間で、 また大坂にお いては、 享保十五年(一七三○)には三○軒を数えたという。 元禄年中より大坂口入屋仲間があった。 その前貸しを通して蔵人を拘束し、 斡旋によって中間搾取してゆく前近代的 口入屋は北国筋の郷民を募集して斡旋する この口入屋は蔵人の募集に際

数料を受け取る労働請負業者であった。

銀が された。 波杜氏集団が重視されていった所以があると思われる。 П の場合は、 おい 入屋を必要とし 日割計算によって支給され、たとえ前貸しされる場合でも、 かし灘酒造業については、 て同郷同村出身者からなる一蔵の労働編成を可能ならしめたということができる。 杜氏の賃銀が日割計算によらず、造石高に応じた請負的性格を有し、 杜氏が蔵 こうした杜氏による蔵人の掌握管理を容易にし、 な 人を編成する。 い灘酒造業特有の蔵人雇 特に蔵人に関する限り、このような口入屋の存在は認められない。 その点で改めて杜氏の占める重要性が見直されるのである。 用方法があ D, ひいては同郷同村出身者でもって編成される丹 杜氏を通じて労働規制を強化し、 それはあくまで杜氏を介して蔵人へ前貸し かつ頭以下との賃銀格差 この点にお 頭 杜氏の責任 **濒酒造業** 以下の賃 いて、 一の大

しるる。動物 其 Ξ

写真 137 酒造 酛おろし図(『日本山海名産図会』)

5 酒 造経営と経営収支

酒造家の場合も、 経営者としては一 定の資本をもって、 それを固定資本と流動資本 、投資し、

設備投資 酒造経営と

そこから一定の利潤収益をあげなければならない。 部分には、 道具の購入費を含めた固定設備 酒造蔵 (土地建物) 労働対象としての酒造米・酒樽などの購入や、 の購入費ないし建造費と、 固定資本部分はいわば設備投資であり、 への投資分である。 労働手段たる酒造諸 また流動資本 蔵人の

賃金および酒荷の運賃などがあげられる。

この 同村 蔵 れによって、 郷きっての有力酒造家であるが、 兵衛は、 まず固定資本部分への投資の状況をみてみよう。 金額 配場·米釜屋 内の灘屋徳右衛門所持の典型的な千石蔵である酒造蔵を質流 文政元年 (一八一八) には一○蔵の稼働蔵を所有する灘五 は 質銀三八貫六四〇匁の担保物件として取得している。 土地 洗場 (分米一石三斗三升六合) 薪蔵 湯殿 文化八年(二八一二)十一月に、 各 K カ所、 酒造蔵・室屋 酒造株 御影村嘉納治 (天明五 澄

年造来高八〇〇石)・酒造道具一式と、

浜蔵

(但し地面は村持)

カ

所

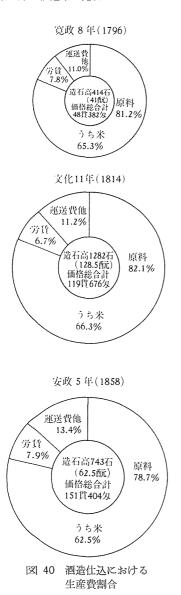
匁となる。 備を行い、 を加えた価格となっている。嘉納家ではこの酒造蔵を取得すると、さらに銀一貫六八五匁を出費して蔵の整 この年の堂島米価平均相場一石銀六○匁三分で換算すると、米にして六六八石に相当する。 より完備した中店 (蔵)として使用している。この質貸付銀と普請費をあわせると銀四〇貫三二五 ゕ

もこの場合、質流れによってかなり安く入手している点を考慮しなければならないであろう。

い 年には大石蔵を銀一○○貫目で買い求めているが、いずれも中古酒造蔵の価格であって、新築のものではな また同じ御影村の嘉納治郎右衛門は、 大々的に蔵の改築をし、新たに酒造道具も購入している。 したがって酒造仕込量が増大してくると、先の北石屋蔵では文政十二年には銀二八貫八一八匁を出費し 文化十四年に北石屋蔵を銀五七貫一五五匁で購入し、 さらに文政七

が 道具一式購入費銀三四貫八八四匁と評価されており、 注目される。 また先述の天保六年 (一八三五) の「千石蔵設計案」によると、酒造蔵の建造費は銀三○貫七五八匁、 建造費よりその中に入れる酒造道具一式の方が高 酒造

六 貫 目、 水車場例えば文化十年十二月に住吉村庄屋横田屋幸左衛門が購入した米搗き水車・建物・ 式代銀三○貫五○○匁などと比較して、酒造業の方がはるかに多額の設備投資を必要としたことがわかる。 以上の事例から、 これは同じ時期の樽廻船、 もし新しく建造した場合には、 天保十五年十月に嘉納弥兵衛が購入した一四五○石積みでは六○○両 文化・文政期から天保期の灘酒造業発展期では、 例えば寛政六年(一七九四)九月に嘉納治兵衛が購入した一四五〇石積みで銀四 優に銀一○○貫以上の設備資金を用意しなければならなか 最低銀五○貫以上の設備投資を必要と (約銀三八貫目) という例 地面 った。 米搗き道具



617

ts ほ く方法がとられたようである。 ぼ不可 かゝ 従 つ って多くの場合、 た。 能であ 酒 造家 ŋ 0 出自とし たが 酒造経営の って て、 酒造家はすでに分限者とし こうし 創業に 地 定主ない た点を考慮すると、 あたっては、 L 在 方商 人層 まず中 から 想定される所以でもあ 酒 て社会的 造業 古蔵を購入し、 は 経済的な実力者 般農民が 蓄積に カュ か 応じて新築・ わ 蓄 つ てゆ 財者でなけ くに は資本 改築し n ば 的 7 *ts* 1 6

の投 义 生産費目と 流動資本 40 入状 (付表29) 況 をまず生産費目別に は 程 嘉納治郎 0) 進 行に応じて逐次投入してゆ 右 衛門 み 0) よう。 前 蔵 (寛政八年 カン 文化十 ね ば ts 5 色 な と新 1, とい 石 う特質をも 屋 藏 (安政五 って 年 0) ١, 生産 る。 費 次に を 項 目 0) 別 流 動資 K 整

理

Ū

たものである。

0)

生産

霻

Ħ

0)

ts

かで、

最も大きな比重を占め

Ź

\,\ る

0)

は酒造米購

入費で、

各時

期

を通

本

設備資本が 主と L て 固定資産部 分 0) 口 カュ ぎり 0 投資であるのに 対 Ļ 流 動 資 本 は 牛 産 渦

歴史編Ⅱ 近 世

酒樽 夏分日雇などの賃銀部分はきわめて小額で、その飯米・菜物代 (副食代) を含めても、 して大体六○~六五%を占め、一定の比率を示している。 薪 縄莚などを合計した比率は、 全体の八○%前後となる。これに対し踏賃 次が酒樽代で全体の一〇%前後であり、 (精米費)・冬分働き人 生産費中の七%前後に 酒造米

しかすぎない。

場賃(水代)と水船賃とを合計した金額である。 る新しい業者もできた。宮水を樽詰にしたのを水樽といい、水屋はこの水樽を運搬するもので、水賃は井戸 以後は宮水が灘酒造業において一般に広く需要されるようになり、 なお安政五年 (一八五八) には宮水が全体の一・二%を占めている。 西宮から水を運搬するための水屋と称す 宮水の発見は天保十一年であり、 それ

理念が意識されていたことは注目されるべきであろう。 勘定科目としての 「総勘定帳」では収入銀として計上されている。 また蔵敷賃とは、 「酒造勘定帳」 酒造蔵の減価償却費のことで宿賃ともよばれた。 では支出費目に計上されているが、 このようにすでに複式簿記の理論にかなった合理的 この蔵敷賃の取扱い方は損益計算書の 後に述べる嘉納家全体の経営を網羅 経営

政 は一二八二石の造石高で総費用銀一一九貫余であり、 五年は造石高が少ないのに文化十一年より投入資本額が多いのは、 さてこの毎年生産資本として充用される流動資本の総額は、 また文化十一年の固定資本部分への投資額が銀六○貫目と想定すれば、 安政五年は七四三石で銀一五一貫余となっている。 造石高や米価によって変動する。 全く米価騰貴によるのである。 流動資本はその倍近くの額が 文化十一 必要 年 安

になっており、

米価変動の事情によっては、幕末期に特に顕著にみられたように、さらに多くの流動資本を

		22 201	11-12-1-12-7-1-1-12-7-1-1-1-1-1-1-1-1-1-	ירי אין נפנטוטי	-21/2/ (1/(1) (MIII)	1-1-(10	10 1777
時	期	米購入費	薪購入費 樽	労賃	運賃	雑費	合計	比率
弘化 3	年11月	質 タ 429	買 匁 630	貫 匁 157	刄	夕 74	賞 タ 1,290	% 1. 9
	12月	40. 120	1.045	1.752	159	655	43.731	64.6
弘化 4	年1月		317	843		72	1.232	1.8
	2月		1.073	470		168	1.711	2.5
	3月	295	3, 004	188	552	136	4. 175	6. 2
	4月		464	52		64	580	0.9
	5 月	142	2.158	93	119	347	2, 859	4.2
	6月	152	658			71	881	1.3
	7月	186	1, 135	212	33	437	2.003	2.9
	8月	636		7	833		1.476	2.2
	9月		924	307		372	1.603	2.4
	10月		2.122	88		17	2, 227	3.3
	11月			80	96	3	179	0.3
	12月		69	78	2. 968	612	3.727	5.5
合	計	41, 960	13, 599	4. 327	4, 760	3, 028	67.674	100.0

6.4

7.0

表 157 酒造仕込み流動資本の投入状況(弘化3~4年(1846~47))

資料:「辰馬宇一家文書」

62,0

20, 1

経営の事例であるが、

その生産費目別割

これは造石高

四五

四石余の中規模の

酒造

は米購入費六二%をはじめ前述の嘉納家

率(%)

比

造仕込の始まる十一月と十二月の二ヵ月で せると、 全支出額の実に六六・ 大経営の場合とほぼ同じ比率となっている ·
で
一 さて、 月 月別投入状況についてみると、 全体の七七・〇%が酒造仕込工程 ?から三月までの一○・五%を合わ 五%が投下され、

充用 産費目を整理し表示したのが表語である。 約上 から りが大きい。 (鳴尾村)の辰屋与左衛門の弘化三年 流動資本の 投入状況 0) しなけ 「酒造勘定帳」 同じ 'n この点を見るため、 ば 灘酒造業につらなる 今津 入額 酒造業では、 なら は、 な によって、 カン 時期によるか 9 流動資 史料 月別に生 不の た 0)

郷 制 投

4.5

100.0

619 歴史編Ⅱ 近 世

期 簡 のうちの最初の Ŧi. カ月間に集中的に投入されていることになる。 そして全生産費中の六二%を占める酒

江戸積のための酒樽購入費が主なもので、四月から十二月までの九ヵ月間に二三・○%となっている。 造米購入費が、この十一月と十二月に一挙に投入されている。その後仕込工程期間の完了する四月以降は、

しかもこの資本の還流のためには、 二月に集中するという意味で、仕込の開始に当たっては一時に多額の資本を準備しておかなくてはならない。 ここに改めて酒造業における原料米の占める重要性が確認される。 後述するように最低一カ年半を必要とするとすれば、 従って流動資本の投入は、十一月と十 酒造経営における

資本の回転が改めて問題となってくるのである。

ことができた立地条件が、江戸積酒造地として灘酒造業発展の一要因をなしていたといえる。 を得ず、その点では、 徳米(小作米)の加工業としての性格を強く有していたのとは異なり、 ければならないから、 このように酒造業における原料米は、 灘地方が大坂および兵庫津の米穀市場に近接していて、自由に酒造好適米を選択する 酒造家にとっては重要な意味をもっていた。地酒が主として地主の作 生産費中に占める比重も大きく、 灘酒造家の場合は購入米に依存せざる かつ短期に購入しな

その様子を天明六年(一七八六)の御影村嘉納治兵衛の酒造米購入例でみてみよう(図41・付表3)。産地別で 播磨米が全体の六○%を超え、 播磨米に大きく依存している点が注目される。 次いで備前米が二六%で

二番目に多く、他は一○%以下で摂津米・淡路米・北国米の順となる。

の八四・八%となり、 またその購入地は大坂が五一・八%と過半数を占め、 次の尼崎・明石についで地元御影村も三・七%を占めている。 ついで兵庫の三三・〇%で、 ここでも購入場所は圧 この大坂 兵庫で全体

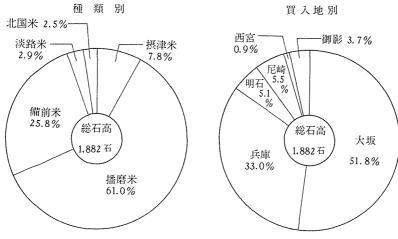


図 41 天明6年嘉納治兵衛の酒造米購入状況 銀六 が 開きとなってい 和 米 名 超 者 米 九 た 化 場としての大坂 備 上二年 蔵米で える産 غ 泉様米銀七九匁三分であ は、 b は 兀 前 0) 次に 銀 飯 が ている。 カュ 米 匁八分で、 購 る。 米 しょ Ŧī. 四 あり、 石を除 ず 米 -6 入米の 0) % 表 0) を占い 今津 n は、 L 価 158 も平 か 格 で 上郷南! る。 あ 越木岩などのよう は、 B 価 L い で、 た残 格 兵庫 雨 均 橋 酒造米に る。 者 米 米 前 摂 組 をみる 価以 諸者が 津に 0) 0 酒 ŋ 購 0) 鳥井 造業米の よう 間 播 は 入 小 b 9 石 米 全部 米 た 近接 F 豆島屋才 で 米 ts 銀 0) b あ め 八 価格 ても、 方が たり 摂津 最 価格とな 0) Ŧī. 低低 な周辺農村 金谷 集中 七 飛 7 差の 右衛門 匁 銀 は か 米 石 躍 Ŧi. 地 米 巫 15 が著し 七 0) 的 る 存在 一分とい 発展 5 灘 廻 均 ŋ 播 0 銀七一 和 高 ŋ 7 匁三分に 磨米で、 ち E 0) 米 泉様米 淡路 購 期 価であること は カュ 0) しょ う大きな 有 5 0) 入例を示 に まず 米四 Ŀ. 0) 匁三分を 当たる文 利 酛 対 など大 さを 米 最 全体 新 地 **2** 酒 田 高 廻 後 掛 値 米 ŋ 造 は 0 実

621

倒

的

K

大

坂

兵庫

津

K

集中

T

て、

全国

的

な

米

0

集

散

市

文化頃からの発展期には、 よる出買直買 灘目米仲買に このように酒造米は摂播米への依存度を高めていたが、その購入方法は大きく大坂・兵庫 の米穀問屋を通して購入しており、 直接灘目在地の米仲買商人による酒造米の出買・直買が積極的に行われるように 領主米加工業としての性格を強くもっていた。

ことがわかる。

米の差の反映とみられ、

特に酛仕込工程で使用する酛米は、

掛米に比較して高い値段で買い求められてい

た

表 158 文化13年 (1816) 小豆島屋本店の 酒造米購入価格

	銘 柄	購入米量	比率	購入銀額	石当り 米 価
	姫 路 米	石 231, 94	% 27.3	質 タ 16, 106	匁 69. 4
	一橋米	200, 50	23, 6	15. 113	75.3
	岸米	91.08	10.7	6. 344	69.6
酒	家原米	67.83	8.0	4, 641	68.4
11=1	鳥井米	60.00	7.0	4.650	77.5
	金谷米	50.00	5, 9	3, 690	73.8
	淡路米	40. 00	4. 7	2. 862	71.5
	和泉様米	12.00	1.4	952	79.3
	備前米	8.00	0.9	538	67.2
造					
	越木岩米	60, 00	7.0	3. 949	65.8
	上新田米	12.00	1.4	742	61.8
	夙 米	10.00	1.2	628	62.8
	津門米	3, 60	0. 4	244	67.7
米	小林米	1,00	0. 1	64	64.0
	内作米	1.47	0. 2	95	64.6
	年貢米	1.68	0. 2	105	62.5
	合 計	851.10	100.0	60. 723	71.3
A	肥前米	17. 88	27. 0	960	53. 6
飯	柴田米	17.79	26.9	1. 200	67.4
米	小島谷米	30. 54	46. 1	1.652	54.0
/N	合 計	66. 21	100. 0	3. 812	57.5

資料:「鷲尾家文書」

しかし

買力	八れ場所	斤		酒	造	米	種	類	
直買の	の地廻	り米		安部米・	土井米·		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	無瀬米・鴈 有馬田安米	
	高	砂	・柳米・	柏原米・	鳥居米・		炎河米・	尼播州米・ 丹州亀山米 米	
採昡	明	石	明石米						

山崎米・佐用米・三日月米

戸 村

村

二ツ茶屋村

泂

原村 住吉村

若狭野米・平福米

林田米・龍野米・新宮米・仲野米・一橋米・田安米・安路米・

岸和田米・淀米・博多米・高木米・清水米・田安米・一橋米

大石. 尼崎町

村 稗 田

魚崎

村

東明

村

御影

村

新在

走

村

伝法村

深江村

青木村 家村

神

内

大坂

m

内

兵

庫

町

内

西

宮町

内

脇浜

村

表 159 武庫・菟原・八部 3 郡酒造家の酒米買入れ場所 (天保7年(1836))

資料:「御影酒造組合文書」

干

穮

泉

播磨

和

網

赤

買 これ 坂 を 天保七年の酒造統制令をき その後、 届 直買に 兵庫津での酒造米買入量は相対的 け出るように命じた。 に対処して大坂 天保期に ては、 ·兵庫津 入ると米価が 大坂 しか つ 兵庫津 カュ への廻着状況を重視 け 再 に、 このときすでに 以 J. 高騰 外 に低下し、 酒造米購 か 5 0) 購 冕 慕 灘酒 入 0) 府 大 分 出 は 次の一九ヵ所 そして文化 酒造米購入 そのとき酒造米 その契機とな 十年 か 0) 6 灘酒: + Ó 2 月に 出買 Ó 10 直買 造家 0) は が 文化 0) 出売が幕府によって公認され、 積極的 大坂 勝手買が認められるように 三年 兵庫 な進 Ò 勝 出 手造り令であ 西宮をはじめ、 が 図られ

なっ

た

造業はその自主的展開のなかで、大坂・兵庫津への依存から脱却しようと試みていた。 もちろんこのほ 八部三郡村々酒造家から上申した近国・ か、 遠国 からの廻着直買分もあるが、 近在よりの直買の酒造米産地とその買入場所を示したものである。 幕末期になると播磨米・摂津米など地元米への集中度 表15は武庫

依然として領主米加工業であり、 いしこの直買分にしても、酒造米の多くは領主米であることに変りはなく、 むしろ灘酒の醸造法に適した良質米の選択とその集中度をますます強め 灘酒造業の性格それ自体は、

を一層強めていった。

ったのである。

関心は、 化・文政期に飛躍的な発展期を迎え、 酒造勘定帳 酒造経営と やがて合理的な計算に基づいた複式簿記へと経験的に体系づけられていった。 の関心を示すとき、必然的に経営内容の数的把握を試みようとする。 酒造家が経営者として、 酒造経営が急速に拡大してゆくときはなおさらで、 酒造資本の運動そのもののなかより収益性を問題にし、 なかでも灘酒造業が文 そうした企業者 原価構成

般に近世の帳簿組織は未完成であり、

Į,

わゆる「帳合の法」は幕末期にいたって漸く本格化してゆくと

全体の経営状況を明らかにした文化十三年以後二二ヵ年間 勘定帳=帳簿を今日に伝えている。現存するのは、 造家群のなかでも有力酒造家であった御影村の嘉納治郎右衛門は、 b われているなかで、 まず個別蔵 「勘定帳」のうち文化十二年前蔵の分をとりあげてみよう。 灘酒造家の帳簿への関心は、 寛政八年から幕末までの各蔵別の「酒造勘定帳」、嘉納家 かなり早い時期から高まっていたといえる。 K わたる すぐれて複式簿記の原理に則した一連 「勘定帳」 ここでは酒米・薪代・運賃 「店卸帳」 などである 特に、 ・樽代 灘酒

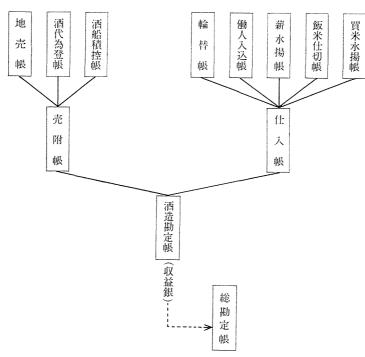


図 42 酒造勘定帳の作成過程

薪水揚帳などが記帳され、それから仕帳簿として買米水揚帳・飯米仕切帳・

文化十四年三月に及んでいる。 文化十四年三月に及んでいる。

よび付随物たる生粕・糠代・小米代を上され、それから製品(酒)の販売高お上され、それから製品(酒)の販売高おなどの酒造仕込入用銀が生産費別に計

差し引いて徳用銀 (収益銀) が算出され

ている。

この元帳としての機能を果た

している酒造勘定帳が成立するまでに

おそらく図42に示したような補助

表 160 文化12年(1815) 嘉納治郎右衛門前蔵「酒造勘 定帳」の損益計算書

額 損 失 金 額 利 益 金 費 タ 78.077.63 貫 タ 7.388.35 酒 米 生 粕 代 薪 代 2.194.50 糠 代 1.630.09 運 賃 8.719.86 小 米 代 337.92 2, 363, 00 踏 賃 小 計 9, 356, 36 樽 代 17.077.00 売 分 1.644.90 地 莚 縄 板屋半兵衛 166.62 諸 1.759.15 入 用 山路孫兵衛 2, 200, 37 冬 賃 銀 2,097.75 夏 賃 銀 488, 50 小 計 2, 366, 99 飯 米 1.982.01 江戸積分 菜 475.50 物 5.909.77 小西利右衛門 敷 3,000,00 銀 小西甚兵衛 52, 894, 57 小 計 119,879,80 伊坂市右衛門 6, 704, 57 加勢屋利兵衛 39, 628, 26 丸屋六兵衛 15, 734, 28 徳 用 銀 12.715.00 計 120.871.45 7 合 計 132, 594, 80 合 計 132, 594, 80

資料:「本嘉納家文書」

のべる同家の 年半を要して の売上

0

П

収までに足掛け三

味一 金 として江戸

酒問屋

へ送られ、

そ

原料

米の

購入から委託

贩 月

売

そして次に 年 勘定帳」 酒造勘定帳」 IE.

0)

転記

0)

際に

は、「前

の文化十二

年

上され 7 bi る。

控除分として考え、

実質的

K

総

生産 付

第四章 近世社会の変容

(3)

敷

銀は蔵敷銀とか宿賃とも書

かれ

酒

造蔵

の減価償却費である。

酒造蔵勘定帳で

は

仕

込銀 として 生産

とい

5

Ó

は

副

産

物売却分を控除

L

た生産費に対

して

の割合となってい

る

(2)

酒造仕込みの

副産物としての生粕

糠

小 前

米は、 蔵

生産費のな したが

か 0) 徳

用

銀

が、

文化

+

年

0)

勘定

帳

1/2

は

徳用」

として計

費

からこれを差し引い

たもの

生産費としてい

る。

って原価構成を考える場合には

配
に は

何

れる。

れ

か

ら特に次の三点が

注

目

(1)

文化十二年に仕

込ま

n

た

酒

決済は

翌々年の文化十四年三

翌年に販売され、

その代金仕

切 が

費 (出費) の部に計上されてい る。 それはこの帳簿が蔵単位に徳用銀を算出 配当たりの原価計 を主

当者は、 徳用銀または損銀と生産費それぞれについて、 益または損失銀の勘定計算を目的として記帳され、 まこの帳簿を整理し、 このような経営分析を通して合理的な酒造経営のあり方を指向し、経営にたずさわる企業家として 損益計算書としてまとめたのが、表面である。 __ 酛に付何匁」という割合を算出している。 生産資本への投資額に対する収益率と原価計 こうして酒造蔵勘定帳は各蔵 酒造経営の 算を行 0) 担 収

営利性を追求しているのである。

る。 帳では収入銀として計上されているのである。 益増減を計算したもので、 嘉納家の年間 経営収支 総勘定帳と このために先にふれた敷銀は、 0) 利潤 銀利息を含めた全経営内容にかかわる帳簿として総勘定帳 嘉納家では、 · 利子· いわば総勘定帳は「損益計算書」、店卸帳は「貸借対照表」の機能を果たして 地代などによる損益を貨幣額で集計し、 このような各蔵別の酒造勘定帳を基礎に、 酒造勘定帳では収益銀に対立して支出費目に計上されているが、 この関係を図示すれば、 同時に貨幣支出と差引して年間 図43の通りである。 酒造経営のみならず田地徳用 ・店卸帳を作成してい る。 これ や貸付

ある。 7 対し、 い るスト 総勘定帳の延銀 文化十三年の総勘定帳と店卸帳を、 Œ ッ 味 ク の増減とみなされる。 の棚卸し評価から算出される店卸帳の延銀 (あるいは損銀) 従って原則的には両帳簿に計上されている延銀ないし損銀は一致する は、 い それぞれ損益計算書と貸借対照表で表示したのが わば貨幣の流れとしてフロ (あるいは損銀)は、 1 からみた経営状況を表して 一定期間 の資産状況を表し 表 161 るの 162 ~

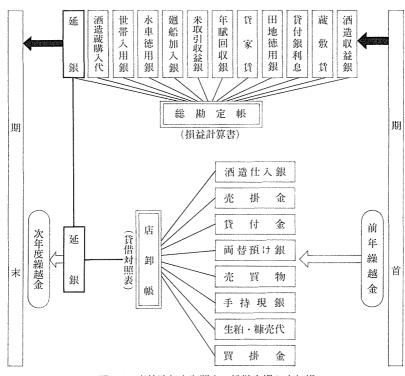


図 43 嘉納治郎右衛門家の総勘定帳と店卸帳

用銀 さらに酒造関連部門として水車徳 廻し銀利息 (貸付利銀) が五貫目余、 業部門別の徳用銀 (収益銀) を表示 年に及ぶ総勘定帳を整理して、営 得ない不整合となっている。 貫七七匁(表品)、店卸帳のそれは どそれは不可能で、文化十三年に して廻船加入徳用・年賦償還銀 三蔵で七四貫目余、これに次いで 十三年については、 したのが、表脳である。まず文化 えで、まず文化十三年から天保八 ついても、総勘定帳の延銀が一六 はずであるが、現実的にはほとん 一八貫一六〇匁(表記)で、やむを こうした帳簿組織を理解したう 一貫目余があり、 酒造徳用銀が その他一括

表 161 文化13年 (1816) 本嘉納家「勘定帳」の 損益計算書

損	失	金	額	利	益	金	額
世帯ス	入用銀	11.8	タ 39. 57	酒造	徳用銀	貫 64. 19	タ 9 7 . 55
酒造蔵	購入費	57.1	55.70	貸付	銀利息	5.6	64, 41
小	計	68 0	95. 27	田地	徳 用	30	06.83
٠,1,	FI	00. 9	75.41	貸	家 賃	3	10. 90
				年賦	償 還 銀	1.6	77. 20
				米売	買徳用	1.0	28. 54
				廻船力	n入徳用	4	60. 45
				水 車	徳 用	1.4	26. 45
				敷	賃	10.0	00.00
延	銀	16.0	77.06				
合	計	85,0	72.33	合	計	85.0	72.33

資料:「本嘉納家文書」

表 162 文化13年本嘉納家「店卸帳」の貸借対照表

借	方	金	額	貸	方	金	額
酒造台		<u>對</u> 414. 4	匁 27.61	前年	占卸高	賞 552.8	匁 67.62
売	金 相	9.4	43, 58				
貸付	寸 銀	116.0	29.35				
両替屋	預け銀	15.4	05.03				
買帽	置 分	1.2	03, 90				
手 持	金 銀	14. 5	18. 24	当年	延銀	18. 1	60.09
合	計	571.0	27.71	合	計	571.0	27.71

資料:「本嘉納家文書」

(2) (1)しか 嘉納家全経営のなかで、 その徳用銀も年によって変動が激しく、 酒造経営からの徳用銀が圧倒的な比重(約八〇%)を占めている。 天保二年は赤字経営であるのに対し、天保七年は実に

銀六三九貫目という、莫大な利潤をあげている。

点が指摘できる。 貸家家賃·買米徳用 田地徳用などが三貫目余となっている。 この嘉納家の全経営収益銀 一覧か ら 次 の三

629

表 163 本嘉納家の営業部門別徳用銀一覧

			. ,,,,,,,,,		HI-1 3/3 3 114.			
年	代	酒造徳用	蔵数	水 車徳 用	樽 店 徳 用	廻し銀 徳 用	その他	総徳用銀
文化1	3 (1816)	貫 匁 74.197	蔵 3	当 匁 1.426	貫 匁	貫 匁 5.664	贯 匁 3.781	賞 タ 85,068
文政3	(1820)	120. 919	5	1.555		20. 155	2. 583	145. 212
11 9	(1826)	76. 733	5	1. 749		18, 214	2. 438	99. 134
天保1	(1830)	264. 112	8	1.823	3.864	26. 156	△884	295, 071
// 2	(1831)	△51.924	8	5.612	769	18.649	△1.196	△28, 090
<i>n</i> 3	(1832)	53, 630	8	2.461	1.408	55.354	3. 207	116,060
<i>n</i> 4	(1833)	486. 494	8	1.677	1.092	28, 198	7.893	525.354
// 5	(1834)	97. 407	7	1. 700	3, 563	22.722	△3.816	121,576
<i>n</i> 6	(1835)	20, 642	7	1, 380	△707	24. 411	38, 816	84, 542
// 7	(1836)	639. 798	7	1.924	7. 944	21.438	18.969	690.073
<i>n</i> 8	(1837)	130, 762	3	1.046		18. 215	5, 308	155, 331

(注) △は損銀。

資料:「本嘉納家文書」

末 その店卸高を前年店卸高から差し引いた額、 資産内容 店卸帳と K は いて保有する資産状況を明らかにしたもので、 が、 つぎに表話と同じ時 表別である。 この店卸帳は、 期の店卸 帳を表示したの すなわち延 時点

らなければならなかった必然性をも明瞭に示しているので

でも、 とは、 やその翌年が多く、 (3)経営収益率の上昇は、 統制の後には徳用銀が多いことである。 っている。 いら大減石の実施された天保七年などは最高の徳用銀とな 的 用 なおここで(2)と関連して特に注目すべきは、 その なのと好対照をなしている。 積留 酒勝手造りの時期に、 (二〇貫目前後) 他の経営収益銀では廻し銀利息が毎年 すなわち酒造統制の実施による造石高の減少と、 · 積控 ・減石などを実施し、 また飢饉で株高千石につき一〇六石と を着実にあげて、 逆比例の関係を示している。 酒造仲間が私的申合せとして 株改めの天保三年 酒造収益銀の投機 収益率の上昇を図 般に酒 定額 このこ の徳 造

年

か

	20	104 4	新 附 涿	りた明明	匆 化 一 」	也	
項目	文政3年 (1820)	文政9年	天保1年 (1830)	天保3年	天保5年	天保7年	天保8年
酒造経営分	貫 匁 427.367	貫 匁 517.486	貫 匁 756, 142				贯 匁 283.849
米買入分	32, 409	69. 846	55.778		81, 226		
水車内渡し	10. 904	13. 089	14. 170	11, 160	8. 234	1, 699	6. 218
江戸酒問屋 残金	27. 869	232. 984	361, 020	300. 467	386. 635	208. 291	401, 790
廻し銀	188. 690	251, 201	375, 168	516. 693	325.557	238.774	595.035
両替取引	14. 873	49. 792	36, 168	76. 369	53, 580	280, 957	174. 034
買 置 分	7. 595	52, 056	65.555	70. 882	71.648	72.556	58. 935
有分(現金)	15.778	86, 823	45.731	3. 051	174. 906	420. 903	877, 407
店有分(現 金)	1. 331	1, 805	7.728	3.059	4. 875	81, 935	1. 881
その他	4. 571		7. 700	12. 490		589, 925	
店卸乄高	781, 382	1, 274, 362	1, 725. 160	1, 548. 871	1, 820. 731	2, 383. 032	2, 399. 149
指 数 (文化14年 =100)	125	204	276	248	292	382	385

表 164 本 嘉 納 家 の 店 卸 勘 定 一 覧

(注) 店卸メ高は史料記載による。

銀二三九九貫匁に増大している、

資料:「本嘉納家文書」

(3) その他は 短期の利貸 (廻し銀)・買米など ○%から六○%前後が、酒造経営に投入されている、

年には一七二五貫匁、さらに天保八年には(1) 酒造経営の発展期における同家の流動資和と、本は、文政三年の銀七八一貫匁から天保元本は、文政三年の銀七八一貫匁から天保元本は、文政三年の銀七八一貫匁が高速開状

大している。

は二○四と倍増し、天保八年には三八五に増まず表別の店卸〆高を各年度ごとに比較したってみよう。文化十四年を一○○とした指数をとってみると、年を追ってその資産状況が拡とってみると、年を追ってその資産状況が拡

に投入されているが、特に資本の回転とも関連して、 酒造経営による利潤と貸付資本による利子との有機

的な結合が、堅実な経営を存続させてゆく条件となっている、

したがって天保期に蓄積された資本は、必ずしも酒造経営の拡大再生産に投資されることなく、貸付資

(4)

本ないし現金として保有されている、

(5) 傾向を示しているが、これは生産資本の投入から貨幣資本として還流するまでの回転期間が延長され、 いては酒造経営を圧迫してゆく要因となっている、 そのなかで、年末現在における江戸下り酒間屋に対する間屋残金(売掛金の未回収金)が漸次増大してゆく

などが指摘できる。そこでさらに資本の回転期間の問題と、酒造経営における貸付資本との結合の意義につ

いてみてみよう。

酒造資本の回転 資本の回転期間は生産期間と流通期間からなる。生産期間は生産資本の投入期間であり、 ほぼ労働期間に相当する。 流通期間は、 生産資本が市場において商品資本から貨幣資本

に再転形して還流してくる期間である。

造資本の生産期間は、 後が資本還流までの回転期間と一応は考えることもできる。しかし実際には仕込期間の最後の火入れ工程の 日前後、 ところで酒造業においては、労働期間 一定期間 流通期間は送り荷代金の送金・受取りまでの期間をふくめて七○日とすれば、 「囲い酒」として貯蔵されるし、荷主 (酒造家) 側の送り荷は年間を通じて行われたから、 労働期間にさらに貯蔵期間をも考慮に入れなくてはならない。 (仕込期間)を一三○日、輸送に二○日をあてて、 しかも幕末期には下り あわせて二二〇日前 生産期間を一五〇 酒

はさらに長びくことになる。 問屋との取引条件によって売掛金の回収が延長され、 その間の米価や酒価の変動をも考えると、 荷主の手元に 「問屋残金」 酒造経営における利潤形成に が累積すると、 流通 期 間 かい

なりの投機性と不安定性とが共存していたといわなくてはならない。

定の利子を保証する貸付資本部分とに、 されてゆかざるを得なくなる。酒造資本が貸付機能と結合し、酒造経営のための生産資本部分と、 このような酒造経営のあり方から、 必然的にその資本の一部が、 分散投資されてゆくことが、 確実な利殖手段としての貸付資本に転用 実は酒造収益の投機性を克服するため 確実に

こから「廻し銀利息」が生み出される。 元に保蔵されることになる。この内金による資本の回収と、その再投資への時間的ズレによって、 次内金として送られてくることである。 時遊離された貨幣資本が、短期貸付資本として機能するというわけである。 さらに酒造資本が貸付資本と結合する、 この内金は、 もう一つの契機があった。 次年度の生産資本として投資されるまで、酒造家の手 それは、 それが 最初の送り荷以後、 「廻し銀」であり、 生産 代金: から が 逐

収 険であるが、文化五年より天保八年までのこの蔵の収益銀は、 造勘定帳から、 益 なお天保九年以後の嘉納家全体の経営動向は不明である。 銀を計上していたのが、 そのことを確認したうえで、天保九年以降の動向をみると、 その徳用銀のみを抽出したのが、 それ以降、 特に弘化~嘉永期にかけては極端に悪く、 表話である。 そこで嘉納家所有の稼働蔵のうち一つの 一歳の収益銀のみで全体を類推することは 嘉納家全体の蔵の収益銀の趨勢とほぼ一 実はそれまでが好景気であって、 連年赤字経営を続けてい 蔵 致 0) 酒

屋の成立 江戸酒問 問屋 は後に下り酒問屋と地廻り酒問屋とに

6

酒

の販売機構と江戸下り酒問

屋

江戸 へ向けて船積みされた灘酒は、 江戸新川 の酒問屋によって売りさばかれた。 この

分かり

ħ るが

地

廻り酒問屋は関東周辺

(いわゆる関 江戸

0

酒

経営を通してみても明らかとなる。

る

表 165 本嘉納家の蔵当たり酒造収益銀

年	代	酒造収益銀	年	代	酒造収益銀
文化	5	貫 匁 △5,122	天保	7	質 匆 36. 789
/(,0	6	15, 300	7 (7)	8	156. 720
	9	38, 702		9	42. 584
	10	21. 347		10	△906
	11	21.413		11	34. 983
	12	29, 788		12	17. 455
	13	12. 162		13	10. 841
	14	2. 494	1ヵ年	平均	33. 225
1カ年平均		17.010 弘化		1	△20, 405
 文政	1	△8. 595	2210	2	△17. 128
	2	27, 401		3	△20. 931
	3	20, 216		4	△12.214
	4	20. 423	1 カ年	517.1/-	△17. 669
	5	8, 696	1 // 11-	十均	Δ17.009
	6	6. 824	嘉永	1	△12. 308
	7	44. 167		2	6. 504
	8	3.052		3	△7.409
	9	10, 862		4	9. 473
	10	28, 015		5	△23. 319
11		15. 339	6		9.417
		27.474 1カ		平均	△2. 940
1 カ年	巨平均	16. 989	安政	1	16. 499
 天保	1	△6. 724		2	20, 365
	2	3, 616		3	2.300
	3	50. 299		4	△7. 263
	4	8, 730		5	24. 413
	5	9. 344			
			1カ年平均		11, 262

(注) 文化5年より嘉永4年までは中蔵、嘉永5年より安 政5年までは新石屋蔵。 △印は損銀。

資料:「本嘉納家文書」

0

酒

造

間 年(一六五七)には、すでに米問屋、 か するに伴い、上方酒造家が江戸店を設けて手酒 家伝にもあるように、 らの下り酒は必ずこの酒醬油問屋の手を経て販売するといった、 の結成がみられ、 延宝三年(一六七五)になると、 この下り酒問屋は、 间 やがて天和三年(二六八三)には、 荷主=酒造家自身の直売から出発したものである。 慶長四年 (一五九九) 問屋同士のなかで規律を定め、 材木問屋、 に伊丹近在の山中勝庵によって「駄送り」されたという鴻池家 油間! **の** 江戸酒問屋の繁盛 写真 138 屋、 手販売をするようになった。 (『江戸名所図会』) 江 戸のなか 塩問屋などとともに、 町 1, として売上代金の五歩 との往復、 と呼び、 そこでは各町に当番をおいてこれを DU こうして後の下り酒問屋仲間仕法がほぼ確立して IIIT ったのである。 に 酒問屋が軒を並べて店を構えるようになっ を基本とした同業集居の形で、 でも瀬戸 同八年には 公私の一般庶務はもちろん、 問 間 屋の間での申 屋間 广物町、 それが、 0) 「酒問屋寄合」と称する同業仲 酒荷調整にあたり、 酒醬油問屋が結成され、 酒造株の設定をみた明 中 (のちに六歩) -橋町、 合せがなされてい やがて江戸入津樽 具服 を徴収 新川界隈 町 荷主・ 124 蔵 町 青物 した。 敷 が 仲買 上方 曆三 П 0) MT 増

た ĮΣ

の酒を取り扱 下り酒 問 屋は上方お よび 東海地方から江戸積みされ た ţ, わゆる ケ 玉

州 なかんずく摂泉二国 0 酒を売りさば

635

加 0)

元禄七年(一六九四)、 江戸市中間屋を結集して十組問屋が結成された時、 酒問屋も酒

する酒仲買は四二軒を数え、 呉服町 組三四軒、 組として加入した。その後元禄十六年には、 中橋町組一四軒の合計一二六軒あり、 井原西鶴が「軒をならべていまの繁昌」と描写したような盛況を呈していたの さらにこの酒問屋と小売酒屋との 下り酒問屋は瀬戸物町組三〇軒、 間に介在 茅場

機として、十組問屋仲間の酒店組へと統合され、 りの下り酒を引き受ける「古来よりの問屋」と、上方荷主の出店として存在する「出店問屋」の二系統があ ったが、その異なった系譜をもつ酒問屋も、 ートができあがっていた。ただこの下り酒を一手販売する酒問屋には、 この江戸酒問屋の構成について注目すべきは、 そして、この時点ではすでに荷主である酒造家から江戸酒問屋― 元禄期の幕府の酒造統制と江戸問屋仲間の流通機構の整備を契 下り酒の銘醸地たる上方酒造家の出店問屋が多か また幕府によって掌握されていったのである。 酒仲買―小売酒屋へという下り酒 酒問屋として自立して上方荷主よ 2 たとい 0 販

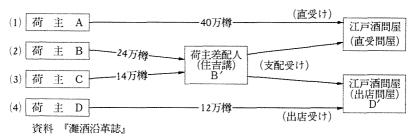
例えば伊丹の豊島屋・上島屋・丸屋・大鹿屋・稲寺屋・津国屋・小西屋・紙屋・綛 (加勢)屋 う点である。 とくにそのなかでも、 万願寺屋をはじめ、 大坂の鴻池屋・鹿島屋と伝法の岸田屋などがあげられる。 元禄期に最盛期を迎えていた伊丹・池田・大坂の下り酒屋の出店が多く、 なかでも下り酒の元祖と自 池田の大和屋

として発展してきた特質をもっている。 このようにして、 江戸下り酒問屋の出自は、 それだけに酒問屋に対する荷主すなわち酒造家の自主性が強く、 上方の荷主である酒造家の場合が多く、 問屋はその荷受機関

当時すでに九軒を数えるという多さであった。

称する鴻池屋の屋号をもつ店は、

店



直受け・出店受け・支配受け一覧 図 44

からみると「直送り

とい

い、

後者を

「支配受け」

(荷主側からみると「支配送

者を

「直受け」

(荷主側

(i

しょ

ŧ

明

和

六

年

(一七六九)

しといった。

表 166 下り酒問屋 **軒数一覧**

年 代 軒 数 軒 元禄15年(1702) 126 正徳 5年(1715) 110 元文 2年(1737) 72 宝暦 6年(1756) 84 天明 8年(1788) 52 寛政 5年(1793) 45 文化 6年(1809) 38 天保 4年(1833) 36 嘉永 4年(1851) 33 慶応 1年(1865) 26

『東京 資料:『灘酒沿革誌』, 酒問屋沿革史』ほか

0) 荷され 7s 九〇 が Ŀ ル 万樽 方から江戸への入津樽 1 义 7 1 で江 44 0) 5 である 5 5 た 戸 カン 酒 · を 示 どの 問 屋 Ĺ J 受

起こった。 たは目代)→江戸 →江戸酒問屋 な競争体制に巻き込まれてい ぁ 下り酒問屋 ŀ と住吉講 次の二つ たとい その一 ٤ うことも、 酒問 0) Ų, **元禄期を過ぎると、** う従 経 9 'n は酒間 屋 路が 酒 競争 と 来 ŗ, か で その端的 5 きあが 屋数 6 0 新 なか 0) 0 i 経路と、 0 た。 減少であ K Us な証左とい ってきたことである。 経路 参入 こうして下り やがて新たな灘 į である。 上方荷主→上方酒造家支配人 ŋ それ (表 166 前 酒 を荷受する

0) 流通機

構に 酒問

P 屋 酒

変化

B 造

新 地

他

は下

ŋ

酒

0)

販

売

N が

すなわ

ち上方荷

Ŧ

般に 下 ŋ 酒 が 間 屋 0) 仕 入 ħ 荷物 (注文荷物) で は えよう。 なく、 送 心り荷物 (委託荷物

目

郷

0)

新

興

が

6

637

これ K よれ ば間 屋の受荷状況は次の四 うの ルート から成り立 ってい

- (1)間 屋が |荷主より直接送られてくる酒荷を受ける「直受け」 荷物 四〇万樽
- (2) 問屋が荷主の江戸支配人を通して送られてくる酒荷を受ける「支配受け」荷物 一四万樽

問屋が他の荷主の江戸支配人を通して送られてくる酒荷を受ける「支配受け」荷物

四万樽

(4)荷主と直結している出店問屋が直接酒荷を受ける「出店受け」荷物―一二万樽

(3)

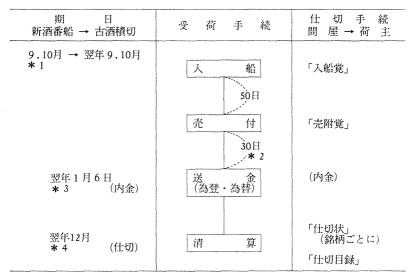
期までの江戸出店問屋に代わる、 ŋ 以上四つの 江戸に常駐し、 つまり支配受けであった。この支配人(または差配人ともいう)は、 ルートのうち、 荷主と問屋との間に介在して、酒荷のさばきに深くかかわったが、 とくに元禄期以降にみられた顕著な変化としてあげられるのが、 荷主の問屋に対する自主制強化の表れでもあった。この江戸支配人は、 荷主である酒造家側から派遣され これは、 この支配 Ų わば元禄

間寄合をつくり、

住吉講と称したので、

住吉講支配人とも呼ばれた。

あり、 ける市況や問屋 すでに江戸酒問屋の販売体制が固定化されていて出店問屋をもつことができなかったためである。そこで、 委託販売という問屋まかせの商法であったとはいえ、 務まで含まれており、 自己の手酒を有利に江戸市場で販売してゆくために支配人を送り込んだもので、その職務は、 荷主が江戸に支配人を常駐させた理 江戸駐在員であ の信用度を調査して、 江戸における荷主側の販売業務一切を委託されていた。 ったといえよう。 酒問屋を選択することや、酒荷代金の集金と荷主への送金とい 由 は、 明和 元禄期以降新たに下り酒主産地 安永期 荷主が問屋を自由に選択できたということは、 から寛政期の段階においても、 に加 つまり荷主の江戸出先機関 わ った酒造家にとっては、 形態としては下り 江戸市場 問屋 た業 にお か



(注) 表中は享保期ころまでの慣行, 明和・天明期以降は

- *1は10,11月→翌年10,11月
- *2は50日
- *3は翌年2月
- *4は翌々年2,3月
- となる。

図 45 受荷手続と仕切手続

する荷 その限 士を互 送され J 船 廻船に 六 手続きを表 n 戸 って、 ある。 下 結ばせることにも 対して有利な取引条件 問 軒 送り荷仕法 たのである るまでの と仕切仕法 屋 b 0) 樽 た酒荷 酒問 船積みされ、 主 ŋ (井上重次郎) 口口 廻 ĸ 0) MC 大坂伝法八軒 É 競 荷 川沖で樽廻船 船 示 屋 お は、 簡 Ē. 争させて、 L Œ 0) b 性が 積み て、 屋 た 酒 さて灘酒 冮 K 蕳 蔵 0) つされ 貫 間 0) 江 戸 t が 犀 K 0 差 蕳 収 徶 屋 ts 0) 戸 9 7 て江 K : を 取 荷 カュ 配 樽 丙 义 6 8 が L が 樽 対 硘 宫 6 船 ŋ 廻 0) 45 主

酒間屋はこの蔵前改めの手続きが終わると、直ちに荷主である酒造家に対して「入船覚」を送付した。 た送り状と照合して蔵前改めを行い、 瀬取船 (茶船)に積み替えられ、 新川の酒問屋の蔵の前まで運ばれる。そこで下り酒問屋は船頭の持参してき 員数と重量を精査したあと、 酒荷を引き受ける仕組みに なってい

事江戸へ入津して酒問屋の手元に届いたことを荷主へ報告したもので、 えられた 「入船覚」 は、 具体的には銘柄と駄数、 江戸入津月日および廻船問屋と船頭名が明記されていて、 もし難船の場合にはその旨が書き添 海上無

酒のでき柄や風味によってその時々の

は荷 間 相場で酒価がつけられる。 することができた。この慣行は も問屋が酒仲買へ引き渡したあと三○日の間に、もし変酒・腐敗酒があれば、 はじめて自己の手酒の販売価格を知ることができたのである。また入津日から売附覚までの五○日という期 は次に述べる仕切状では自動的に仕切値段として記載されるのである。荷主はこの売附覚の報告をうけて、 は 酒荷を受け取った江戸酒問屋は、 主の負担 酒荷が江戸酒間屋へ受荷されてから五〇日間は荷主の責任で、もしその間に変酒 売附覚は原則として入津日より五○日目に荷主の元へ届けられることになっていた。この売立値段 (損失)となり、それ以降は問屋の責任と定められていた往時の慣行によるものであった。 酒問屋は仲買へ売り付けた売立値段を荷主へ通知する。 「足請の制」とか 早速酒仲買へ売り渡す。 「足持の受合」とよばれた。 この時、 問屋 この通知書が はそれを荷主の責任に帰 ・腐敗酒がでたとき

と「仕切」とがあり、送金方法として「為登」と「為替」とがあった。 売り付けが終わって三〇日を経過すると、 酒問屋は酒荷代金を荷主へ送金する。 内金とは代金の一部を送金すること この送金順序には 内金

河原東 十古世四月秋日 河北水水雪 七三大学をみかり

写真 139 江戸酒問 屋仕切状

れる。

この代金支払いが遠隔地市場を販路とする下り酒の場合は重要で、 授受をめぐっての荷主対問屋の対立は、 何回かの内金がなされたあと、 則となっていた。 はすでに売附覚のあと三○日目に代金の一部を内金として送金するのが一応の 右する決定要因となってくるのである。この代金支払期限については、 しかし後には五〇日という線で妥協点を見出していたが、 次の仕切目録によって最終的に酒荷代金が決済さ やがて幕末期に深刻化してゆくのである。 酒造資本の回 |転と酒造経営の動向 元禄期 代金 を左 原

終的にこれらを一括して問屋が荷主に提出するのが「仕切状」、または「仕切覚」 に通知する一方、それに応じて順次代金は内金として送金されてゆく。 酒荷は順次問屋へ積み込まれ、 (仕切書)であり、「仕切目録」である。 新酒番船 (寛政期で九、十月頃) に始まって、翌年の古酒積切 (九、十月頃) まで、 その都度問屋は「入船覚」「売附覚」をもって荷主 そして最

と問屋蔵敷口銭(八歩、 として計上され、 仕切状では、 銘柄ごとに売附覚に記載されていた売附値段がそのまま仕切値段 中間報告として、この仕切代金から下り銀(一〇駄につき銀一〇匁) のち六歩)が控除され、 この残額が正味仕切代金として計上

で手形決済されるのが為替による送金方法である

最終的に決済するのが仕切である。

また飛脚によって現送されるのが為登で、

江戸と大坂の両替商

0)

間

年 代	軒	数	継続して 営業の者	新 規 に 営業の者	廃業者	寛政6年よ り継続の者
寛政6年(179	94)	45				
文化8年(181	1)	38	34	4	11	34
天保 4 年(183	3)	36	33	3	5	31
嘉永 4 年(185	1)	33	25	8	11	22
慶応1年(186	5)	26	26	0	7	18

荷主対問

元禄期の一二六軒の酒問屋

は、

前掲表師に示したように、

元文期

取引慣行が問題となるのである。

資料:「白嘉納家文書」ほか

応元年

(一八六五) まで継続した問屋は一八軒で、

その三分の一

五軒のうち、慶

規営業者と廃業者の交代が著しい。

変動が続いている。

とくに寛政改革期のあと、文化期と天保改革前後に、

寛政六年 (一七九四)

の四

にみるように、 には幕府によって問屋株が公認され、株数も三八株に固定された。しかし表旨 K を続けてい 屋の対立 はそれだけ激しい る。 に 限られた問屋株三八株をめぐって、 上方からの下り酒の受荷機関として始まった酒問屋も、 は一挙に七二軒にまで激減し、 競争を繰り返してきたといえる。そして文化六年(一八〇九) さらにそれ以降においても減少 やはり問屋 内部の目まぐる 内部的

され それが売掛金の形で累積されてゆく幕末には、 度へ繰り越される場合もある。これで一切の仕切手続きが完了する。 済されるものである。もし前年仕切目録の過上金 (問屋の支払超過金)があれ、 り仕切目録まで、 さらにそれも差し引かれ、 内金(為登か為替で送金した分)と送金手数料(為登賃、 る。 仕 切目 録 順調にい は 年間 その残金はこの時点で送金してゼロとするか、次年 って最低一年二、 一の酒荷代金を総決算する意味で、 三ヵ月の期間を要することになる。 改めて委託販売による下り酒 上金撰打) が差し引かれ、 正味仕切代金 入津覚よ かい 決

でまず寛政期の動きに注目してみよう。 ことは、 文化六年に問 屋株の設定をみたとはいえ、 内部的には新旧 交代の激しさを如実に示して る。

その結果問屋内部で相争い、 半石造りで江戸市場では酒が払底し、今年また三分の一造りとなっては、 五年の七七万樽から同八年の六〇万樽にまで減少している。 よ「渡世難渋」 天明六年 (一七八六) の滅醸令に続いて同七年にも三分の一造り令が布告されて、江戸へ入津する酒 酒問屋にとっても致命的な打撃を被ることになった。 Ł 江戸町奉行所に愁訴したのが天明七年である。この時江戸入津樽数は、 同士打ちの共倒れといった事態も招きかねない。 入津樽数の減少は問屋の荷受競争を激化させる。 酒問屋四八軒と小売屋一同が連署して、 酒問屋はじめ酒小売人一 そこで問屋仲間 統制 は互いに 同 前 はい 前年 間荷が 0) 天明 ょ 減 Ó

調売附仕法と 寛政元年に下り酒問屋総会において、

あって解決しようとする妥協策が案出された。

それが融通受仕法であり、

調売附仕法である

際に行う点検を厳重に

Ļ

酒風味に応じて酒価の格付け(極上酒、

上酒、

中酒、

下酒)

を行う、

(2)直受問屋の荷

通受仕法 附仕法にあらためることが申し合わされた。その主たる内容は、 従来の家別売附仕法をやめ、 (1)入船荷物を水揚げする 新酒番船後 からは調

二点である 各自の売附値段を問屋全体で調整し、 その中済値段(平均値段)をとって荷主への売附値段とする、 0)

値段、 の酒造制限令とあわせて、 その意図するところは、 つまり問屋の協定価格によって酒価を一定とすることにある。 これまでの荷主と問屋との個別 新たに入津樽統制 (下り酒一一カ国の地域限定と入津樽数を四○万樽に抑える御分量目当 的な家別売附仕法をやめて、 さらに寛政改革の過程で、 問 屋申 合 幕府は従 步 Ō 調

そこ

高の数量制限)を実施した。 調売附仕法に加えて、今度は各問屋の荷受高を一定とする融通受仕法を実施すると要求したのである。 しかし、その翌寛政五年に下り酒問屋仲間は摂泉十二郷酒造仲間に対し、 前 述の

行的に踏襲してきた荷主である酒造家側の立場である。したがって調売附、 数量制限である。 調売附仕法は問屋の協定価格であるのに対し、 摂泉十二郷では当然つぎの二点をあげて反論した。 自由な価格のもとに互いに問屋を競争させて荷受けさせようとするのが、 融通受仕法は各問屋の荷受高を問屋間 融通受の両仕法実施の要求に対 で調整しようとする 送り荷仕法を慣

が九○万樽を、また宝暦十一年(一七六一)には八四軒の問屋で七○万樽を、受荷してきた過去の実績 されているため、 的な決定で勝手に送り荷されたのでは、 て、今回も四五軒の問屋で四○万樽を受荷できないはずがない、 (1)、酒荷は注文荷物ではなくて送り荷物であるものを、荷主とこれまで取引関係のない問屋 自然と平等に受荷できるようになる、というのである。 四五軒の問屋へ割り当て融通するということであるが、すでに元禄期には一〇〇軒 送り荷 (委託販売) 仕法の趣旨に反する、 問屋一同の「実意専一」の取り計らいでや (2)入津高が四〇万樽 へ、仲間 からみ .の間 に統 の一方

れを契機として荷主対問屋の関係は、 (荷受高) 要するに調売附仕法も融通受仕法も、 を問屋側の主導権のもとで取り決め、 共存から対立へと展開してゆくのである。 ともに問屋の自由な競争をやめて、 荷主に対して問屋支配を強化しようとするものであった。 一方は酒価を、 他方は取引数量

下り酒問屋株の 公認と浦賀積 あくまで下り酒の「荷主の自主性」を固守し主張し続けた。 このような下り酒問屋の動きに対し、 荷主側では摂泉十二郷酒造仲間 そして荷主対問屋の対立が の結束によって、

かしより積極的

な問屋に対する荷主の対応は、

浦賀積、

すなわち浦賀付近での荷さばきを展開すること

屋と荷主の対立が

深まってきたことがわ

かる。

進 屋仲間の一翼を担うことになっ もとに、 とむなか 問 で、 屋仲間 冥加金の上納とともに願い出た。これは、 下り酒問屋は、 の 結束をはかったものである。 すでに勝手造り期に入った造石増大を前にして、 た。 この時の下り酒問屋の冥加金一五〇〇両は、 そのため酒問屋も改めて菱垣廻船積仲間に 江戸問屋仲間の独占強化をはかる杉本茂十郎の 文化六年幕府 十組問 屋仲 間 加 の冥加 問 わ り、 株三八株 金 + 導の

八一五〇両のうちでも最高の額を占めていた。

独占をはかろうと策したのである 幕府権力によって営業権が保証されることになり、 をする、 するが、不足のときは追加徴収する、 + ・組問屋では酒問屋に対し、 (3)この冥加金は酒造元や小売屋へ転嫁してはならない、などを申し渡している。こうして酒問屋 (1)冥加金は各自の荷物引受高に応じて一○駄につき銀二匁五分の割合で (2) 一年に荷受高が二五〇〇駄以下の問屋には金四〇両ずつ配当割戻し 新規営業者の出現を阻止して、荷主に対する問屋 0 流

屋へ融通し、 通受と調売附の両仕法を要求してきた。 事実その二年後の文化八年には、 売附値段を荷主一軒ごとに一定としようとするものである。 酒問屋 それは、 は仲間内部の受荷の 受荷高一万駄につき三〇〇駄の割合で、 「片寄り」を是正することを理 「荷主の自由に相成らず」とする 受荷高の少ない 由 K 再 び 間 融

剰ぎみの江戸市場の調整に乗り出してゆくのである。 そのため文化年間 には酒造仲間 の側でも、 積極的に積留 積控 減造の仲間申合せを行うことで、 積

645

川などで不当な商法がみられるが、浦賀はもともと江戸酒問屋の既得市場であるから、摂泉十二郷で取り締 江戸積一紙送り状以外の分であって、とうてい十二郷では取り締まることができないと答えている。これは まるべきであると奉行所へ訴え出ている。これに対して摂泉十二郷では、 にみられた。文政二年(一八一九)、 酒問屋は、この動きをとりあげ、四、 浦賀積ならびに道売 五年前から上総・相模神奈川 (途中売)

「大イニ問屋ヲ制スルニ便ナリ」として江戸問屋に対する有効な牽制策として、この浦賀積に期待している

況のもとで進行していったのである。 する問屋支配が強化されることを意味した。このような事態が、年間一〇〇万樽を超える市場充溢という状 れは委託販売という取引慣行において、 しかし一般的傾向としては、文化・文政期に、漸次問屋に対する荷主の自主性は弱体化しつつあった。そ 荷主の問屋選択の自主性が制約されたことであり、 当然生産者に対

のである。

(一八三六)における摂泉十二郷の各郷別の販路を、江戸積・他国積に分けて表示したのが、表邸である。 しては、 大別して江戸積・他国積・地売の三つに分けて考えることができる。 いま 天保七年

最後に灘酒の取引慣行と関連して販路の問題をとりあげてみよう。摂泉十二郷内部での販路

七万六二○○樽と例年にない低い数字となっている。その点を考慮したうえで、各郷の比率を比較検討して ここで天保七年という年は、天保飢饉による大減醸規制の実施された年であり、そのため江戸入津樽も二

十二郷全体の江戸積・他国積の比率は、 七五%対二五%であるが、その内訳を各郷別にみると必ずしも一 みよう。

Too the second of the second o								
郷	名	江戸積高	比 率	他国積高	比 率	合 計	比 率	
今	津	14, 170 樽	92.4	樽 1, 160	7.6	档 15, 330	100 %	
灘	目	143, 700	86. 2	23, 069	13.8	166, 769	100	
西	宮	18, 370	66. 5	9, 250	33. 5	27, 620	100	
伊	丹	53, 400	95.0	2,810	5.0	56, 210	100	
池	囲	8, 470	97.1	250	2. 9	8, 720	100	
大	坂	15, 150	21.8	54, 210	78. 2	69, 360	100	
伝	法	15, 900	99.0	160	1.0	16, 060	100	
尼	崎	1, 120	63. 3	650	36. 7	1,770	100	
北	在	5, 920	92.4	490	7.6	6, 410	100	
合	計	276, 200	75.0	92, 049	25.0	368, 249	100	

がわかる。

表 168 摂泉十二郷における清酒の販路 (天保7年(1836))

資料:「御影酒造組合文書」

が てい も江戸積依存度がかなり高い地域であったといえよう。 地 は商業都市ないし城下町としてかなりの人口を有しており、 の触頭をつとめてい 公正な調整者としての地位が重要視され、 わ 元 そして大坂は江戸積依存度が最も低いということで、 かる。 の需要も大きく、 るところでは、 その反対に、 江戸積の依存度は相対 た。 また他の諸地域を既得市場としても 今津および灘目 また大坂をはじめ、 上は、 的に低 江戸積摂泉十二郷 絶対額にお 西宮や尼崎 か たこと など

平均值 定せず、 以下 尼崎、 江戸積以外の他国積にも重点をおくグループとがあったこと 十二郷のうちでも、 池 西宮がこれに続く。 より低 田 か 伊丹、 なりの偏差を示している。 0) は、 今津、 江戸積のみに販路を求めるグループと、 大坂 北在、 また最も高いのは伝法(九九%)で、 (三一・八%) 難目の順となっている。 江戸積比率が十二郷 を最低とし、ついで 同じ 0